

## 議 事 日 程 第 4 号

平成30年12月5日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	山	村	明	議員	2番	工	藤	正	雄	議員		
3番	堤		郁	雄	議員	4番	佐	藤	忠	次	議員	
5番	佐	藤	弘	司	議員	6番	山	田	富	佐	子	議員
7番	高	橋		壽	議員	8番	高	橋	英	夫	議員	
9番	齋	藤	千	恵	子	議員	10番	鈴	木	藤	英	議員
11番	皆	川	真	紀	子	議員	12番	成	澤	和	音	議員
13番	鳥	海	隆	太	議員	14番	相	田	光	照	議員	
15番	中	村	圭	介	議員	16番	海	老	名		悟	議員
17番	島	軒	純	一	議員	18番	小	久	保	広	信	議員
19番	太	田	克	典	議員	20番	我	妻	徳	雄	議員	
21番	木	村	芳	浩	議員	22番	相	田	克	平	議員	
23番	島	貫	宏	幸	議員	24番	小	島			一	議員

欠席議員(なし)

---

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	猪俣郁子
上下水道部長	宍戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	渡部洋己
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	宍戸徹朗		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第4号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可します。  
一つ、住宅宿泊事業法施行に伴う本市の対応について外2点、15番中村圭介議員。

〔15番中村圭介議員登壇〕（拍手）

- 15番（中村圭介議員） おはようございます。  
一新会の中村でございます。  
議長からもございましたが、今回は3点の項目について質問させていただきます。  
いつも私は味気なく質問に入りますので、今回は一言お話をさせてもらってから質問に入らせていただきたいと思います。  
私、趣味といえますか、趣味というか好きなことで、歴史が大好きです。特に日本史なんですけれども、童門冬二先生の鷹山公の本なんか私必携の書でございまして、事あるごとに読み返しております。その中でも特に幕末が好きでございまして、やはり激動の時代に志士たちが強い思いを持って駆け抜けたと、それを見ればすごい学びもありますし、わくわくするというか、そういったところで幕末の本なんかでも好んで読ませてもらっております。何の話をしたかったのかといえますと、数多くいる幕末の志士の中で、私は坂本龍馬、この人物が非常に大好きであります。言うまでもなく、大政奉還、薩長同盟の立て役者、皆さんも御承知のとおりかと思うんですけれども、何が好きかといえば、偉業をなし遂げたという実績ではな

くて、やはり彼の人となりかなというところですよ。

そこで、彼の3つの部分ですね、私がすごいなというところをお話しさせてもらいたいと思いますけれども、まず1つは、非常に強い思い、情熱、志を持っていたというところかと思えます。坂本龍馬は土佐藩の出身、下級武士であったわけですが、無理くり私も坂本龍馬に当てはめれば地方議会にいる私はもしかすると土佐藩の下級武士に当てはまるかもしれません。彼はその土佐藩にとどまるだけではなくて、その活動の舞台を日本全国に広げまして、あれだけのことをなし遂げたわけですよ。どれほどの思い、当時の状況というのは、私もよくわかりませんが、一つの藩を抜け出して日本のために何か動かす、突き動かす、そういう行動をするということは、相当の情熱と志があったんだろうなということには容易に推察できると思います。

そして、もう一つ、彼の私が尊敬すべき点は、よく物事の本質をつかむことにすぐれていたというふうにごんな書籍を読んでも書かれておるようです。そのままなんですけれども、でも意外と、どうでしょうか、物事の本質をつかむということは、誰にでもできることではないんじゃないかなというふうに思います。先ほど述べた薩長同盟であり、大政奉還も当事者はいがみ合っていたと、でも、今振り返って見てみれば、今の日本の礎をつくるにはならない出来事であったというふうにごん思いますし、当時それを龍馬は本質的に見抜いていたと、そしてその必要性をみんなに説いて回ったと、まさに彼の能力が本当に今の日本の礎になったんだなと感じるところであります。

そして、最後にはやはり行動力です。土佐藩にとどまるだけではなくて、その情熱とその物事の本質をつかむという才能をもって日本全国を駆けめぐって、多くの人と物と金をつなぎ合わせた。まさにそうありたいなというふうにごん思いますけれども、今回の一般質問でもさまざまな課題が取り上げられ、さまざまな提案

をいただいております。やはりこの米沢市を動かしていくにはまさにその情熱と志、そして物事の本質をつかむ、そして行動に移す。このことが何よりも大切なのではなからうかなというふうに感じたところでございます。

今回3点の質問をさせていただきますけれども、ぜひその本質を捉えていただいて、当然行動が伴わなければ結果が生まれませんので、それにふさわしい行動、事業なりをぜひ実施していただきたいなということをまず申し上げて質問に入らせていただきたいと思っております。

まず1点目、住宅宿泊事業法施行に伴う本市の対応について伺いたいと思っております。

ことしの6月15日に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されました。この法の施行によりこれまでのホテルや旅館のみならず、一般居住用の住宅においても宿泊の営業が可能となりました。およそ10年前から一般住宅や投資用マンションへの宿泊仲介がスタートしておったようでございます。現在では新たなビジネスモデルが構築され、年々増加する外国人旅行者の影響等もあり、宿泊施設が不足する都市部を中心に民泊の需要が広まっているようです。

一方で、宿泊客と近隣住民とのトラブルも既に発生しており、民泊事業の適正運用を目的にルール整備が行われたのが今回の民泊新法となっております。

法整備の背景を見てみると、地方都市には余り関係ないと、恩恵がない法律と捉えてしまう方もいるかもしれません。ですが、私はそうではないと考えております。

我々が住み暮らす山形県は、全国的にも持ち家率、そして住居の床面積の比率が大きいという結果が総務省の調査でもわかっております。

しかしながら、人口減少が加速している昨今、県民、市民1人当たりの住居の床面積は今後ますます増大していくことでしょう。当然ながら、その床面積の増大は、ゆとりある居住スペースを

らわす数値ではなく、空き家や管理不全物件に直結する数値になってくるのではないかと考えております。

そんな地方においては、空き家の抑制、新たな活用法としての民泊が注目されるのではないのでしょうか。

また、国内旅行者の動態も変化し、宿泊への需要も多様化したことで民泊の利用者数も年々増加傾向にあります。民泊は交流人口拡大の可能性を秘めているとも言えます。

一方で、前段でも述べたように、近隣住民とのトラブルや既存宿泊施設への影響等、懸念される要素を含んでいるのも事実です。

そこで伺います。

住宅宿泊事業法施行に伴う本市の考え方、対応についてお知らせください。

それでは、次に進みます。

次は、産業用地の確保について伺います。

先日の一般質問におきまして、相田光照議員も触れられておりましたが、本市における企業誘致の実績には目をみはるものがあります。これまでの地道な取り組みが実を結んだものというふうに思いますが、関係者全ての皆様に敬意を表したいと思います。

その産業用地ですが、現在では米沢オフィス・アルカディアにおける利用率は77.65%、未分譲区画は12画となっております。また、八幡原中核工業団地においては、利用率93.65%、未分譲区画は7区画となっております。未分譲区画はあるものの、オフィス・アルカディアにおいては12区画中9区画が研究施設誘致エリアと位置づけられており、一般向けの区画は残り3区画となっております。八幡原中核工業団地におきましては、残り区画の最大面積が約6ヘクタールとなっております。たとえもし引き合いがあったとしても例えば大規模な製造工場なんか誘致できる、そういった区画が残っていないという現状だと思います。

ことしの3月の予算特別委員会におきまして、

残り少なくなった産業用地について今後どのように検討、対応していくのかと中川市長に伺ったわけですが、産業用地の必要性も含め、産業振興について検討していくという大変前向きな答弁をいただいております。それから約9カ月の月日が経過したわけですが、この一般質問の場で改めて伺います。

本市では新たな産業用地の確保について、どのような考えなのでしょうか。産業振興策も含め、その考えを伺います。

続きまして、最後3番目の新規就農者への支援策について伺います。

先月の初めに米沢市農林業振興議員連盟と米沢地区農業関係団体による農政懇談会が開催されました。伊藤会長を初めとする多くの農業委員会メンバーにも参加いただき、勉強会、意見交換会を行ったわけですが、そこで農業委員会の皆様から各農家が抱える問題、現場の声を伺い、改めて現状を知る貴重な機会となりました。

当然我々人類は食料なしでは生きていけません。きょうも朝御飯を私、どんぶりで2杯食べてきました。また、自然と共存していくためにも農地や水田が持つ多面的機能、こういったものを維持管理していかななくてはならないというふうに思います。我々が生きていく上で根本となる産業が農業であります。しかしながら、その根本となる農業がどの業界よりも厳しい状況にあり、国策においてもいまだ有効な手だてがなされているとは思えない状況であります。その現実から目を背けることなく覚悟を持ってその問題解決に当たっていくことが求められております。

今回は、数多くある問題の中から担い手不足解消に向けた新規就農者への支援策の現状について伺いたいと思います。

本市における新規就農の状況や支援策について、また、課題などがあればあわせてお知らせいただければと思います。

この項目につきましては、先日小島一議員の一

般質問と重複しておりますが、質問席よりまた私自身の視点から再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の住宅宿泊事業法施行に伴う本市の対応について外2点について答弁させていただきます。

初めに、住宅宿泊事業法施行に伴う本市の対応についてですが、初めに住宅宿泊事業法の概要について御説明させていただきます。

宿泊施設を提供する旅館業に関しましては、昭和23年に施行されました旅館業法によって規定されております。しかし、近年急増する訪日外国人観光客の増加などによる宿泊施設の不足、人口減による空き家問題、さらにはインターネットのインフラを使った新たなビジネスモデルの出現で旅館業の許可を得ていない一般の民家や空き家、空き室などを宿泊施設として提供する形態、いわゆる民泊が急速に増加し、そのことで騒音やごみ出しなどによる住民生活への悪影響、また治安上の不安などが社会問題になっておりました。このことから、一定のルールを定め、多様化している観光客の宿泊ニーズに対応し、健全な民泊サービスの普及を図るため、平成29年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が成立し、ことしの6月15日に施行されたところです。この法律によって山形県に必要書類を届け出し受理されますと、旅館業法の許可がなくとも住宅において宿泊料を定めて宿泊させることができるようになりました。ただし、旅館業法のもとで宿泊業を営む事業者との公平性の確保という点からさまざまな規制も定められました。

1つには年間営業日数の上限を180日にするという規制になります。旅館業法では旅館やホテルに対して安全衛生上の観点から施設の設備や運営に対して細かい基準が設けられています。開業す

るにはこれらの基準をクリアし、維持するために当然ながらコストがかかっております。しかし、民泊新法は届け出すれば既存の住宅を利用して宿泊業ができる制度です。このことから民泊新法の制定に当たっては現に宿泊業を営む事業者からは猛反発の意見があったということです。そして、いかに既存施設との公平な競争環境にするかという議論を重ねた結果、年間営業日数の上限規制をかけることで公平性を確保したものです。

2つには、消防法の規制についても、宿泊室の床面積や家主の居住の有無等によって消防用設備等が必要になるというものになります。ほかにも条例による区域制限や事業者が食事を提供する場合は飲食店営業許可と専用の調理場が必要になるなど、簡単には民泊運営に参入することができないルールも定められました。

山形県においてもこの民泊新法の施行に合わせ観光業関係者からの意見も聞き取り、特に静穏な環境を維持する必要があると考えられる学校周辺等や第一種低層住居専用地域については、一定の制限を規定した山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例及び施行規則を制定したところです。

この民泊新法が施行され5カ月が経過しておりますが、10月22日現在、山形県内において8事業者、その中で本市では2事業者が民泊の届け出を受理されております。

本市の2つの事業者の運営形態ですが、1つは東京電力福島第一原子力発電所事故後に福島市から本市へ移動保育を行っているNPO法人が古民家を活用しての運営と、もう一つは個人事業者でアパートの一室を活用して運営されております。

法施行後の民泊利用状況ですが、観光庁が発表していることし8月から9月の住宅宿泊事業の宿泊実績によりますと、山形県内の宿泊日数は74日で、延べ宿泊人数は273人となっております。6月から7月の26日、72人よりも大幅に伸びている状況です。なお、本市の状況ですが、夏休み期間中の保育施設のイベントとあわせての利用や避難者同士

の同窓会開催、また一般旅行者など、延べ80人ほどの利用があったと事業者からは伺っております。

また、この民泊新法が施行されたことを受け、本市の旅館関係者にこの制度についてお聞きしたところ、今のところすみ分けできるものと考えており、脅威とは考えていない。ただし、今後空き部屋や空き家などがふえることで住宅の一部を提供するスタイルではなく、首都圏などで展開されているような居住者がいないマンションやアパートの空き部屋を提供する、それを一括管理運営するようなネットワークシステムに加入する事業者がふえてくれば若干の影響は出てくるかもしれないということでした。

御質問のこの民泊新法の施行を本市としてどう捉えているかですが、観光振興におけるメリットとしては宿泊費の安さを含め、観光客の宿泊ニーズが多様化していることに対応できること、また最近人気が高まっているその土地の文化や生活、暮らしを体験したいという観光客、特に外国人観光客に対し日本の原風景が残る昔ながらの農村や里山のある住宅を宿泊施設として提供できることはお客様のニーズに応えることができるとともに、事業者や地元にとっても自分たちの暮らしの価値を再認識できること、そのことで守ってきた原風景の保全活動やおもてなし意識の向上につながり、ひいては観光地米沢の魅力を高めることとなります。また、事業者側のメリットとしては、空き家や空き部屋を有効活用できる点にあり、不動産所有者の中には民泊をビジネスチャンスとして捉えている方もいらっしゃるようです。そして、地域にとっても民泊施設ができることで新たな人の流れが生まれ活性化につながるものと考えられます。

一方、デメリットというよりは心配されることとしては、さきに述べましたとおり、騒音やごみ出しなどによる住民生活への悪影響、また治安上の不安などが挙げられますが、これについては県の条例制定により一定の制限が規定されておりますので、懸念される課題の抑止力になるもの

と思われます。

このように、民泊新法施行により安価に住宅の一部や空き家を提供できる施設がふえることは、宿泊施設の選択肢がふえるとともに新たな宿泊施設の進出などがなくても本市の宿泊受け入れ人数をふやすことが可能となり、交流人口の拡大につながるものと考えております。

次に、産業用地の確保についてお答えいたします。

現在本市では2つの産業団地を保有しております。まず1つ目は、米沢八幡原中核工業団地で、若年層人口の流出を防ぎ、地域産業構造の高度化等を図る目的とし、昭和48年に国の工業再配置政策に基づき全国第1号となる中核工業団地の指定を受け、独立行政法人中小企業基盤整備機構、以前地域振興整備公団でありましたけれども、そちらが昭和50年度から造成したものです。2つ目が、米沢オフィス・アルカディアで、地方拠点法に基づき首都圏、地方巨大都市圏に過度に集中する産業業務機能の分散政策により、新たな地域の雇用創出と産業の高度化・重層化を図る目的で同じく旧地域振興整備公団が平成9年に造成をしたものです。

このように2つの団地は、当時のさまざまな時代背景により国の政策の一翼を担うとともに本市産業の発展を目的として造成されたものです。この目的の成果としましては、議員お述べのとおり、平成30年11月30日現在の産業団地利用率は、米沢八幡原中核工業団地で93.65%、米沢オフィス・アルカディアでは77.65%と数多くの企業に進出いただき、順調に利用率が伸びている状況です。また、従業員数は、平成30年4月1日現在で米沢八幡原中核工業団地が3,729人、米沢オフィス・アルカディアが639人と数多くの雇用が創出されたところでございます。その大きな要因としては、平成25年12月に独立行政法人中小企業基盤整備機構から産業用地を市が取得し、企業立地を促進するため企業立地促進支援制度を創出するとともに各

種団体から御支援をいただきながら山形県と連携して地道な誘致活動を積極的に行ってまいりました。また、近年は東北中央自動車道の福島―米沢間の開通により高速交通網が整備されたことや景気が好調で各企業の設備投資が増加したことなどの追い風もあった結果だと考えております。

今後においても雇用の創出、市民生活の向上による地域の発展を目指すためにもものづくりのまちである本市の強みを生かしながら、持続可能な社会としていくため企業の多種多様な要望に応じていくとともに、有機エレクトロニクス産業の一大拠点都市としてより多くの企業に立地いただくためにも議員お述べのように将来を見据えた新たな産業団地を確保しなければならないと考えております。

しかしながら、産業用地を造成するためには多額の投資と長い年月が必要となることに加え、我が国が直面している人口減少による労働力不足、経済状況では通商問題の動向、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、さまざまな大きな課題もあることから、今後の見通しなど外部有識者から意見をお聞きし、新たな産業団地を造成する際には民間活力の導入による団地整備といった手法も考慮しながらさまざまな可能性について調査、検討させていただきたいと考えております。

なお、現在の企業動向としましては、いかにして初期投資を安価に抑えて早期に操業できるかが念頭にあるため、既存の空き工場などを活用する事例が多くなってきている実態もありますが、引き続き米沢八幡原中核工業団地と米沢オフィス・アルカディアの分譲地の完売を目指すとともに、南工業団地の分譲区画や市内の空き工場などへの企業誘致に取り組んでまいります。

次に、3番目の新規就農者への支援についてお答えいたします。

昨日の小島議員への答弁と一部重複しますが、御了承いただきたいと思います。

初めに、新規就農者の現状と支援策についてお答えいたします。

本市の新規就農者は、新規参入者、Uターン就農者、農業法人への就業者の合計が平成26年度6人、平成27年度5人、平成28年度5人、平成29年度10人、本年度が24人となっております。近年の傾向として、農業法人の経営規模拡大に伴い、雇用による新規就農者数が増加しているところです。

支援策といたしましては、国の制度に農業次世代人材投資事業があり、就農までの準備段階において県立農林大学校や先進農業法人などで就農に向けた必要な技術を習得するため研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する方に対し、年間150万円が最長2年間交付されます。本市でこの事業を活用された方は、直近の5年間で4名となっております。

また、次のステップとして実際に就農した後は、経営開始型支援として人・農地プランに位置づけられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、年間最大150万円が最長5年間交付されます。本市でこの事業を活用された新規就農者は直近5年間で10名となっております。

本市独自の支援事業としては、米沢市未来を拓く農業支援事業があり、農業後継者や認定新規就農者についても対象としており、みずから主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法の導入、新商品開発事業などに対し補助対象事業費の2分の1以内、上限100万円とした支援事業を行っております。この事業を活用された新規就農者は、直近の5年間で7名となっております。

次に、現実に新規就農を行う場合の課題、ウイークポイントについてお答えいたします。

新規就農には農家以外から新規参入や法人等への雇用就農、そして農家内での親元就農の大きく3つの形態がありますが、特に新規参入の場合、農業を継続し経営として成り立たせるためには、生産した農作物をいかに確実に販売し、収入に結びつけることができるかが一番大きな課題である

と考えております。そのためには、就農計画を立てる時点で、出荷する市場やJAなどの販売先を具体的に検討することが大切になります。また、幾ら販売先があっても採算がとれなければ経営は成り立ちませんので、基本となる生産技術の習得とあわせ、経営管理能力も身につけていただく必要があると考えております。なお、親元就農であっても従来の経営内容のままでは労働力がふえるだけで収益の増加は見込めませんので、経営規模の拡大や新たに高収益作物部門を立ち上げるなど、後継者として一步踏み込んだ経営活動が必要であると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) それでは、質問席より再質問させていただきたいと思っております。

では、順番に民泊新法のほうから伺いたいと思っております。

こちら聞き取りの際に数多くの課の方々に来ていただいたんですが、どこが答弁いただけますかねという話を長らくそのときさせていただきました。恐らく多分担当が明確に決まっていない。交流人口の拡大というような観点から今回観光課、産業部のほうで答弁いただいたのかなと思うわけでありましてけれども、まず初めに伺っておきたいのは、もし今後この制度を活用して民泊事業を始めたいなんていう市民の方がいらっしゃった場合の例えば相談窓口なんていうものはどのように想定されておるものなんでしょうか。やっぱり監督する県、例えば保健所、そちらに行ってくれなんていう対応になってしまうんでしょうか。そのあたりどのように考えるかまずお答えいただきたいと思っております。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 届け出自体は県となりますけれども、もし相談があれば制度の説明、また活用できる各種支援制度などについてはしっかりと観光課のほうで説明、御案内したいと思っております。

す。

そして、開業後につきましても情報を頂戴しながら市内の旅館、ホテル一覧に民泊施設として掲載して案内していきたいなどは考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） わかりました。

それで、何点か要望させていただきたいことがございます。といいますのは、やはりこの民泊、旅館業法から比べれば格段にハードルが下がっているというか、比較的容易に参入しやすいわけにはありますけれども、それでもやはり一般の方がこの制度を活用して民泊を始めるといにはやはり手続もそうですし、さまざまな法解釈も含めてかなり複雑だと、煩雑な手続が必要だというような内容となっております。そういった中でも例えば米沢市にかかわってくることも多々あるのではないかなというふうに思います。例えばですけども、今、本市でも例えば空き家の取得補助であったりですとか、またリフォームの補助事業、こういったものを実施しております。原則としては居住用住宅に限るということが前提かと思われましても、例えばこれらを使った方が後に民泊事業を開始するということに対しての市の見解、もしくは当初から民泊事業を目的としてこの事業を活用したリフォームができるのかどうかとか、例えばそのあたりというものは、既に検討されているものなのかどうか。まずその辺お知らせいただければと思います。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 まず、現在の補助制度でございまして、空き家の有効活用や移住定住の促進を図るために住宅取得時の補助金として空き家利活用支援事業補助金があります。こちらのほう将来民泊施設として利用する場合も利用可能で、特段の制限はないところでございます。

一方で、住宅リフォーム総合支援事業につきましては、市内にみずから居住する住宅、または居住予定の空き家を対象にしておりますことから、

旅館業法に基づいて民宿等を行う営利目的を兼ねた住宅は補助金の対象外となっているところでございます。

今回、新たに民泊という住宅利用方法も出てきたところでありますので、今後ニーズを踏まえながら補助の範囲やメニューというようなところも考えていかなければならないと思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） 当然すぐ貸せるようなきれいな住宅だけではなくて、今後リフォームして貸し出すというか、民泊施設に変えていくということは容易に予想できるわけでありまして、今、検討いただけるというお話いただいたわけですが、ぜひ今後の民泊の需要等も見据えながら柔軟に検討していただきたい、対応していただきたいということを申し上げたいと思います。

そして、さらにはさまざまに市に絡んでくるというか、あるんですね。例えば税制の問題。今回民泊の対象となるのが居住用住宅なわけでありまして、居住用の住宅というのは課税標準の特例、6分の1の税の課税標準の減額の措置を皆さん大体の方が受けていらっしゃるかと思うんですけども、それが今度民泊施設というふうになったことで例えばその特例がどうなるのかといった問題。いざ民泊をやってみたもののなかなか人が入らず思いのほか固定資産税が増大してこんなはずではなかったということがまず起こり得ないんでしょうかというようなことです。

また、そういった施設になるので、水質汚濁防止法に該当するような物件の届け出があったりですとか、市が所管する部分というものは大いにあるのではないかなと思います。

ですので、そういった意味で今回観光課が告知、募集も担当されるというお話をされておりましたが、いま一度この民泊新法に関して間違いなく先ほど言ったように税も含めて全庁的にまたがってくるものだと思います。逆に言えば、これは、国

はちょっと手落ちというか、ちょっと勇み足で早く出し過ぎたのではないかなと思っておりますので、監督を県に任せるということではなくて、ぜひ米沢市がどうかかわっていくのかも含めて、その可能性も含めた研究といいますか、そういったものを行っていただきたいと考えるわけですが、これは誰に答弁もらうんでしょうかね。これは市長にお伺いするしかないんでしょうか。誰か答弁いただけますでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 民泊に関しましては、壇上から申しあげましたように、ただいままだ実際には2件の届け出ししかないということもございまして、それほど米沢市内では広がっていない部分もございまして、今後そういった案件が出てくればそういう対応も必要になってくるかと思っておりますけれども、これからさまざまな状況に応じまして市内部で検討してまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) 私が申し上げているのは、そういう話ではありません。需要がふえてきてから対応するのではなくて、これからもうこの制度がある以上、本市が望む、望まないにしても制度を活用した申請というものは当然見込まれるわけでありますから、もし今言ったように例えばリフォーム事業が、民泊事業にも適用になるというのであれば、これを事業実施する方にとっては大きなメリットになりますし、だとすれば、するしないも含めた早急な判断が必要かと思われま。

先ほど言った税の問題、これは今通告していませんけれども、該当するかどうかなんて総務部長わかりますか、ちなみに先ほどの話というのは。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 御質問の住宅宿泊事業につきまして、本年2月に総務省から通知が来ております。それによりますと、住宅用地特例の適用につきましては、当該家屋またはその部分が住宅宿泊事業の用に供されているか否かにかかわらず、当

該家屋またはその部分の実態に照らし、人の居住の用に供するものと言えるかどうかにより判断すべきものとされております。ここでいう人の居住の用に供するということは、特定の者が継続して居住の用に供することになります。

今般、このような通知を受けまして、実はある自治体ではもともとはその物件を住宅として認めて6分の1軽減をしてきたところだったんですが、この民泊の届けによって実態を確認した上で宿泊施設として6分の1の適用を外した例もございませぬ。したがって、まずやはり実態を確認した上で、その利用形態を把握した上での課税になると思われまので、それらのところについては、今後どういった場合にその適用をするかどうか判断をしていく必要があると考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) 今、部長のお話にあったように実態に合わせた考え方ということで、私もその記事を読ませていただきました。たしかその部長のお話は多分京都市の事例ではなかろうかと思うわけですが、それを読めばやはり各自自治体でその判断も分かれるというような記事も読ませていただきました。既にもう2件の申請があるということであれば、その実態調査なるものも早急に着手というか、今今の話として行わなければならないことかと思われま。そうなれば、米沢市としてはどういうふうな考え方でどういう判断をしていくのかということに関してもこれは早急に決めなくてはいけないんでないかなと思うわけでありませぬ。ですので、そういった意味からもこの民泊新法に対する対応というものは、事が発生してからではなくて、もう既に当初から予測されることというのが多々ございませぬ。今言わせていただいたことも含めてそのほかにもたくさんあります。ですので、そういったものの整理をして、来てからではなくて、いつでも来たら民泊を希望する方に例えば案内ができる、注意喚起ができる、例えばこういう制度を利用できるという案

内ができるというか、そういう体制をつくっていただきたいという旨の要望なんですけれども、改めてその点に関してはどうでしょうか。市長をお願いします。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 今この民泊の話でありますけれども、やっぱり米沢市としても総合的に考えていく必要があると思っております。宿泊施設がないわけでもありませんので、その上住宅における民泊ということになってきますと、今議員お述べになっているいろいろな課題をどうクリアしていくかということが大きな課題になってまいりますし、また政策上の課題についてもどのように、後で御質問あるのかでありますけれども、空き家対策ともつながってくる部分もありますから、そういったところでどのように米沢市の政策的に……、いろいろな分野に私は使えると思っているんです、この住宅民泊。それは単に泊めるということだけではなく、その中で人と人との触れ合いによって、それがいろいろな何ていうんでしょうか、端的に言うと、ふるさと納税の返礼にも使うことができるのではないかと、新たな取り組みもそこから生まれてくると思いますので、これはもう少しちょっと研究をさせていただきたいと、このように思います。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番（中村圭介議員） ぜひ研究していただきたいと思えます。

これは、私、実はこの民泊事業を全面的に進めようとも思っていないですし、やめようとも思っていない。要するに、やはり先ほど言った本質をつかまないと本市にとってどれだけのメリットがあるのかということ进行分析しないと、なかなか取り組めないという現状なのではないかなと思っておりますので、ぜひその部分を御検討いただきたいと思っております。

しかし一方で、今市長もお述べになりましたけれども、空き家の解消という視点には十分直結し

てくるものなのではないかなと思います。当然、民泊申請された住宅というのは、普通の一般住宅と比べても間違いなく相当に管理された住宅であるということは間違いありませんし、これから旅行動態も変化して、かなり一人旅行の方とか、そういった一軒家を好んで泊まれる方ということもふえていらっしゃるようでもあります。そういった意味でもしかすれば家族が巣立って行って、あいたところを、じゃあたまに月に何回でもいいからやってみようかとか、例えばそういう方だっけふえてくるかもしれません。そういった意味でも住居のあり方というものも今後さま変わりしてくるということも予想されますので、ぜひこれは建設部のほうに要望したい点でございますけれども、住生活基本計画、こちらの山形県の計画に即して現在空き家対策等を取り組まれておるわけでもありますけれども、実際県の条例、私も見させていただきましたが、やっぱり包括的過ぎるというか、やっぱり各自治体の実態に照らし合わせているかという、ちょっとはてなな感じがあります。ぜひ今回、民泊新法も含めて住居のあり方が変わるかもしれないということも鑑みながら、ぜひ住宅政策のあり方というものにもメスを入れていくというか、検討の一步としていただければなというふうに考えるわけですが、その点いかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいま御紹介ありました山形県住生活基本計画が策定されまして、住宅政策に米沢市のほうも取り組んでいるところでございますけれども、お話があったとおり、住宅を取り巻く対応も今回の民泊というような新たな切り口とか、空き家というようなところの社会環境の変化にマッチングしていく必要があると考えているところでもありますので、需要やさまざまな課題を探りながら研究してまいりたいと思っておりますのでございます。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番（中村圭介議員） ぜひ研究して本質をつ

かんでいただきたいなど、そして行動に移していただきたいなどということを要望したいと思います。

せっかくできた法律ですので、できればこれらを利用して少しでも空き家対策の一助としたり、交流人口の拡大にできれば私はつなげていければなどというふうに考えておりますので、ぜひ知恵を絞っていただきながらうまく活用していただくことを強く要望したいと思います。

それでは、2点目の産業用地の確保についてという部分について伺いたいと思います。

今後、用地の必要性にも向けて検討していくんだというざっくりそういった答弁をいただいたわけでありまして。企業誘致のほうに触れられておりましたけれども、私も一つ企業誘致とそれ以上に大事だと思うのが、やはり地元の企業であります。私、よく市民の方とお話すると、「おまえ、企業誘致といったって市内の企業では話にならないべした」とよく言われる方がいらっしゃるんですよ。でも、やはり市内の方が業績を拡大して、この米沢でしっかりと根を張って操業していただくと、要するに一あるものを減らしてはならないという意味からも地元の企業が進出するというか、業務を拡大するということが極めて重要な要素ではないのかなと思うわけですが、一方でそういった視点からの産業用地の拡大という考え方も考えられるのではないかなと思うわけですが、ちょっとぜひその辺の考え方というか、見解についても伺っておきたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 地元企業ということで、立地されて地元企業になった企業さんと、もともとの地元企業さん、2つの種類があるかと思っておりますけれども、前段の立地された企業につきましては、定期的に本社のほうを訪問してさまざまなお話を頂戴しております。現在の業況や今後の見通しや市に対する要望、御意見等をお聞きするようにしております。そういった中で、産業用地を買い増ししていただいたりというようなケースも出てき

ております。また、毎年東京で、立地いただいております企業や検討いただいている企業を対象にした工業立地セミナーなども開催しまして、市の現況報告や講演会等を行いながら情報交換を行って進めてまいっているところです。

そして、地元企業に関しましても、職員が企業訪問を実施し、意見交換をしておりますし、企業が困っている部分やさまざまな情報を伺いながら他の企業との連携が図れないかとか、さまざまな課題解決に向けて施策を紹介しながら地道ながらそういった取り組みを行っております。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) わかりました。

では、そこでもう一点伺いたいんですけれども、地元の企業、私は地元で操業している企業をまずは一番にイメージしてお話しさせてもらっておりますけれども、やはりほかの自治体では建てかえ時期が来て、その当該市に、その自治体に適地がなくて、それでそこから移転をして、社屋を更新するというか、というような事例もあり、そういった危機感から地元で操業している企業を市内にとどめるといった視点からの産業用地の分譲というものに取り組んでいらっしゃる自治体もあるように思います。そのためにはいかに今概況等をキャッチするんだというお話をされておりましたけれども、どうなんでしょうか。やはりそれには本当に密な地元の産業界との協議会、懇談会と申しますか、そういったものが大事なのかと思うんですけれども、済みません、勉強不足で恐縮で、そういった地元の企業さんと、そういった個別訪問ではなくて、意見交換ができるような場の設定だったり、組織体というものは今存在しているものなんでしょうか。あるとすればどういったものなのかぜひ教えていただければなと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 誘致されたところに関しましては、八幡原企業協議会という団体がございまして、それ以外にももともとの地元の企業を含めまし

た米沢電機工業会というものもございまして、そういった団体との連携を図りながら、また経済団体であります米沢商工会議所、そういった団体との連携も図りながら、しっかりと情報収集なり、御意見を伺うなりして取り組んでいるところでございます。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) わかりました。

ちょっともう少し伺いたいと思います。

先日の一般質問で相田光照議員からも第2期工業振興計画についてのお話がありました。私は、まさにこの産業用地をどうするかというところは振興計画に大きくかかわってくる部分だなと思っておりまして、5カ年計画で平成32年度まででしたかね、という内容になっておるようです。

まず、ちょっと根本的なことを伺いますが、この工業振興計画、第3期の振興計画をつくる予定があるものなのかどうか。あるとすればその検討というものは、いつから始められるのかということとをまずお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ものづくりのまち米沢としましては、工業振興計画、第3期しっかりとつくってまいりたいと考えております。そして、平成32年度までということで現在の第2期が終了しますので、それ以前、早ければ来年度から着手できればよりよいものができるのかなと思いつつも、さまざまな情報を集めていかなければならないというふうに考えております。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) よかったです。来年から、私も来年からこれ取り組まないと、それだけ大きな問題ではないかなと思っております。先ほど壇上で部長もお話しされましたが、この分譲地を、産業用地を造成する、しないという、これ相当な決断だと思うんですよ。やっぱり分譲するとなればお話あったように、当然先行投資も必要となりますし、当然売れなければどのぐらいの金額

になるかわからないんですけどもね、民間から土地を収用すれば当然固定資産税も減ってしまうしというか、やっぱりそういったリスクも背負わなければならぬ。かといって用地がなければ企業を呼ぶこともできないわけで、この両てんびんをどう判断していくかということが極めて重要なのではないかなと思います。

そこでなんですけれども、先ほど外部の知見の活用だというお話をされておりましたが、私もまさにそのとおりだと思います。産業の今後の将来像を見るに当たっては、とても残念ながら、皆さんの能力が低いという意味ではなくて、例えば産業部だけでこの未来を予測して判断していくことはもう不可能だと思います。やっぱり当然世界の経済状況にも目を向けながら、当然国内の企業動向にも目を向けながら、相当専門的な知見、これが必要になってくるのではないかなと思います。ということは、新たにつくられる第3期工業振興計画にそれなりのものを盛り込もうと思えば、来年からでもそういった外部、例えばコンサルであったり、どこかシンクタンクであったりとか、そういったところの専門的な機関に……、本市を取り巻く産業の状況と、どういう調査項目になるかは別としても、そういった判断をする、決断をするための事実根拠となるそういった資料が何よりも必要ではないかなと思います。どうでしょうか。ぜひ来年にでも、これはお金を払っても私はいたまくないのではないかなと考えるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今後の将来の景気動向や社会動向、人口動向など、さまざまな不確定要素がある中で、これらの予測と分析をするには、やはりそれなりの知見がなければなかなか難しいのかなというふうに思っております。可能であればやはり将来性や指針を導き出すようなコンサルやシンクタンクなどの、そういったところの活用も視野に入れて検討しなければならぬというふうには

考えております。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) これまでの振興計画、第1期、第2期を見ますと、当然企業誘致にかかわる部分、頑張って埋めるんだという計画からまるっきりがらっと変わる計画になることが予測されます。そういった意味でもすぐにこれ1年、2年でできるものではないなと思います。ぜひ今その方向性についても部長からも前向きな答弁いただいたわけなので、ぜひこれ来年度早々にでも着手したほうがいいと思います。それでも遅いんじゃないかなと心配するくらいでありますので、ぜひ来年度中にしっかりとした調査、そして事実と根拠に基づく重大な判断を下していただいて、本市の産業の未来に貢献できるようなすばらしい振興計画をつくっていただきたいということをここで要望したいと思います。

それでは、3番目の新規就農者への支援策についてでありますけれども、これはきのうの小島一議員の質問でも「部長、率直にこの人数どう思いやるし」というような話があって、まだまだ満足できないと、私もそのとおりだと思っております。話の中でやはり国の制度であったりですとか、例えばこれ、きのうだったんですかね、山形県の支援センターのお話なんか引き合いに出されておったようでございます。でもやはりここまで来るともう腹を決めてこの新規就農支援というものは取りまなくてはならないのではないかなと思います。何を言うかという、細かく事例はここで話しませんが、やはり単独事業を組んで新規就農者への支援策を行っているという自治体は多数存在しております。要するに国や県のせいにするのではなくて、今我らの住むまちの自治体の課題に即応した対応をするというような自治体こそが、やはり数字的に見ても新規就農者数の増加にも結びついております。具体的にこの制度を出せとは言いませんが、どうなんでしょうか。やはりここはひとつ本市としても単独事業を行うぐらいの意

気込みを持った新規就農策、これについて取りかかるべきなのではないでしょうか。その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 新規就農者の獲得につきましては、増大に向けての取り組みにつきましては、やはり喫緊の課題だなと思っております。そのような中で単独の事業につきましては、その可能性を検討してまいりたいと、実施の可能性を検討してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) 先ほど就農で親元就農であったり、新規参入、法人への就職だというふうにありましたけれども、この間の農政懇談会の折にも農業委員の方からお話出ましたが、やはり親元就農に対する要望というのが部長もお聞きいただいたかと思っておりますけれども、多かつたように私自身も思います。やはり新規就農者という目から見るとやはり親元就農される方は当然もう先祖伝来の土地もありますし、機材関係もそろっておりますし、知識もそろっているということで、そういった意味ではやっぱり一番参入しやすいところなのではないかなと考えるところであります。当然一方で収入の差であったり、支援の内容というところにおいては検討すべき余地は十分にあるかと思っておりますが、ぜひそういったところにも着目していただいて、先ほど研究していただけたという答弁いただきましたので、そこについても検討していただければなと思っております。

もう一つ、これは懇談会の折に島軒議長の挨拶でもありました。部長も聞いていらっしゃるかと、覚えていらっしゃるかと思いますけれども、やはり農業委員会と議会、これは定期的に懇談会をさせてもらっておりますが、どちらかという、やはり農業委員会が現場の方から聞いて抱えている農業問題を、我々が一回ワンクッションとして受けとめて、それを行政側に我々が提案するというか、お話しするというような形で、せつかく農

業委員会という組織があるのに、もしかすれば単なる行政委員会として位置づけてしまって、そういう農政にかかわる連携とか、そういったものがうまく機能していないのではないかなというふうなことを議長がおっしゃったわけですが、私もまさしくそのとおりで感じました。その点に関しては、実際の今の連携ぐあいもそうなんです、つまりもっと連携してやってくれということをおっしゃりたいわけなんです、その点についてはどうでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 私どもも農業者の実情を一番よく御存じなのは地域から推薦された農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員の皆様であると考えております。今後はより一層農業委員会と農林課の連携を密にしまして、情報交換を頻繁に行いまして、担い手への農地利用の集積はもとより新規就農者や担い手への支援など、農業経営の改善、発展に向けた施策を講じてまいりまして、本市農業の振興に努めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 中村議員。

○15番(中村圭介議員) 最後にしますけれども、やっぱり新規就農者というか、新規就農されて成功した方の事例を見ると、やはり例えばしっかりとした出口、販路を持っている方であったり、あとは先ほども壇上でありましたけれども、物すごくすぐれた経営手腕を持っていると。要するに農業とはまた別の分野での経験を生かした農業運営であったり、あとは例えばつくる農作物に対してしっかりとしたストーリーを持っているとか、やっぱり何ていうか、ここに関しても先ほどの冒頭言った情熱ですよ。やっぱりそういったものを持つことが何よりも大事なのではないかなと。それを就農しても当然長く続けていかななくては意味がないわけなので、そういった意味でもそういった人を育てていく。また、逆にそういった人を呼び寄せてみる、米沢で農業をやってみませんか。そういう熱意ある人が来れば自然と周りにもその

思いや熱というものは波及していくのではなからうかなと思います。ぜひそういった今度人材の育成、募集ということにも力を注いでいただきたいということを申し上げまして私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で15番の中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、中山間地域の振興について外1点、10番鈴木藤英議員。

〔10番鈴木藤英議員登壇〕(拍手)

○10番(鈴木藤英議員) 皆さん、こんにちは。一新会の鈴木藤英です。3日目のお昼前の2番手ということで質問をさせていただきます。

先ほどありました中村議員のように時候の挨拶もいろいろ私考えたんですけども、師走というものは先生が走ると書きまして、いろいろと忙しく、また一般質問の用意等々している間に時候の挨拶もなかなか思い浮かばずこの演壇に立っておりますので、長々としたような時候の挨拶というものはしないで質問に入らせていただきたいと思います。

なかなかお忙しいですので、お昼の12時には終わるように簡潔明瞭な御答弁を当局の方には御期待したいと思います。

今回の私の一般質問は、中山間地域の振興策、また冬期間の除雪についての2点であります。どちらもこの米沢と切っても切れない特色のあるような事柄の質問とさせていただいております。ま

た、この質問内容については、私も議員に当選させていただいてから当初から一般質問や市政協議会等々、さまざまところで取り上げさせていただいてまいりました。

皆さん御存じのように、本市米沢市は、総面積のうち約8割を占めるとも言われる森林並びに中山間地域で構成されております。山々の恵みは豊かな郷土を保全する。また森林環境は、降雨、降雪、またそういったところの中でしっかりと水源の涵養や豊かな自然により、私たち市民に多くの恩恵をもたらしていただいております。しかしながら、中山間地域ではこの30年ほど著しい人口流出に歯どめがかからない状況にあります。耕作放棄地や森林の荒廃、そういったものが叫ばれて久しい状況にあります。

その中山間地域でありますけれども、昭和30年代ごろまでは森林から生産される木材の生産等で十分な利益が確保されておりました。人々の生活も山奥でありながらも多くの家族に囲まれ地域社会が成り立っていました。伐採した木材を河川より流して、これを木流しというわけですが、米沢市中心部で河川から引き上げ、そして木材としてまた建築資材として利用されてきました。そのような地名が残っているのが現在の米沢市西部の木場町ということになります。そちらでちょうど大量の材木を陸に上げて流通していたという名残が町名に残っております。

また、森林から生産される木材は、炭、またはまきとして加工され、また流通されて人々の暮らしを支えてまいりました。今でいうところの生活の基盤をしっかりと担保するような森林が人々の営みによって維持されてきたことは大変畏敬の念を持って考えさせていただいております。

しかしながら、先ほども申しましたように、耕作放棄地の増大や森林の荒廃、また有害鳥獣の増加によってなかなか中山間地域での生活がままならない状況になっております。しかし、現在地域資源を活用しつつ、農業、林業、観光業を基盤と

した生活を営んでいる住民がいる以上、これからも永続的に住み続けられる生活環境を担保していくということは行政として、本市としての責務ではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。

今後、本市として中山間地域の振興をどのように図っていくのか、農地保全、有害鳥獣駆除の観点、また住民の相互理解等の観点からお答えいただきたいと思っております。

第2点目に除雪についてお伺いいたします。

師走12月になり、いよいよ冬本番となりました。市内のあちこちでは雪囲いも終わり、慌ただしく冬の準備を進めている光景が見受けられます。皆さんも車のタイヤの交換等々お済みでしょうか。

国道や県道沿いの除雪ステーションには黄色い手入れをされた除雪用の重機が居並び、いつでも出動できる体制となっております。もしかすると、今週末にはこの除雪車が今シーズン初出動になるような降雪もあるのではないかとこのように思われるようなことであります。

我々米沢で生まれて育った者にとっても雪は大変厄介で、できれば降らないでほしいと思うものですが、旅行で訪れた方や進学、転勤、結婚等で米沢で暮らし始めた方にとっては脅威ですらあると思われれます。

先日、議会報告会・意見交換会で産業建設常任委員会の意見交換会にいらした方、市民の方で3名の男子の大学生がいました。さまざまな米沢の魅力について聞くと、雪に対しての不安が一番大きい、またそういったお話も聞くことができました。

その学生さんは、ことしが米沢で過ごす初めての冬ということで、周りの雪の生活の経験をされた方から今年の冬が楽しみだなど、ちゃんと雪とつき合っていけるのかというようなことで、ちょっとおどかされていたというようなお話がありました。とにかく、やはり雪さえなければ、この米沢はいいところなんだけれどもということはある

ますが、米沢に住む者にとってこれは当たり前のこととして受けとめることも必要ですけれども、その雪とどのように共存していけるのか、冬の除雪体制、そういったものをしっかりと担保できるのかということが市にとって求められていると思います。

その雪の影響が一番多いのは、何といたっても交通であります。冬期間降雪時には毎日のように除雪できる体制とはなっておりますが、さすがに昨年の冬のように毎日ともなると現場で除雪に当たる除雪車のオペレーターの激務には心から敬意を表するものであります。その中で、オペレーターさんの疲労や体調不良等で欠勤せざるを得ない状況、また除雪の勤務ができないこと等もあるのではないのでしょうか。一部除雪の機械はあるけれども、作業人員が確保できない。また予定どおりに進まない等々のこともあるのではないのでしょうか。今冬の人員の確保、配置ができているのか、そういった計画の点でお伺いしたいと思います。

また、昨シーズンのように大雪の年には、圧雪が30センチもあるような市道もありますが、消雪の道路では積雪がなく、アスファルトの路面が露出している状況があります。そちら主に市道と県道との間に30センチを超えるような段差ができ、車の通行を阻み、市内のあちこちで動けない車が出て交通を分断する、遮断する、また長距離の渋滞が発生するなどの光景が見受けられるようになります。

このような状況は、今に始まったことではなく、雪国で生活する我々市民にとっては毎年目にするような光景ともなっております。このような緊急時には直ちに現場に駆けつけて一刻も早く状況を改善する、交通の流れをスムーズにする、そういった圧雪を取り除いたり、段差を解消するといった対策が望まれますが、除雪において緊急的な状況に対する除雪の方策、そういったものをどのように考えているのかお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます、御答

弁により質問席からの質問とさせていただきます。

○**島軒純一議長** 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○**菅野紀生産業部長** 私からは、1番の中山間地域の振興についてのうち、人・農地プランについて、山林の境界明確化について、有害鳥獣対策についての3点についてお答えいたします。

初めに、耕作放棄地の有効活用と土地利用に向けて人・農地プランなどをどう調整していくかについてお答えいたします。

中山間地域の農地は、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全などの多面的な機能の発揮や景観、伝統文化の継承などの地域振興の面で重要な役割を有しております。

本市は近年、少子化と後継者不足による農業の担い手の減少が急速に進んでおり、耕作放棄地が増加するなど、地域の営農環境は厳しい状況にあると認識しております。耕作放棄地発生防止にはリタイアする農業者の農地を事前に把握しておくこと、またその農地を引き継ぐ経営体をあらかじめ検討しておくことが必要と考えております。

本市においては、旧市・村単位に市内全11地区で人・農地プランが作成されており、地域農業の担い手となる中心経営体、リタイアする農業者の確認などについて農林課の地域連携推進員を中心に振興組合長など集落の代表者を訪問し、聞き取りや相談を行い、必要に応じて集落内農業者による話し合いの場を設けていただき、農地の集約化や支援制度の活用についてのアドバイスなどを行っているところです。

また、耕作放棄地を有効活用していただくためには、国の荒廃農地等利活用促進交付金や多面的機能支払交付金の活用が可能であり、これまでも南原地区や山上地区で耕作放棄地を再生し、ソバを作付していただいた実績があります。

中山間地域の農業の振興のためには、今後も継続した地域の話し合いなどが重要と考えておりますので、地域農業の実情を詳しく把握されている

各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様と連携を図りながら事業を推進してまいります。

次に、山林の境界明確化等についてお答えいたします。

現在、本市において林地台帳を整備しております。この林地台帳は、所有者や境界が不明確な森林の解消及び県や法務局、市町村が個々に管理している所有者や境界等の情報の一本化を図るために国が平成28年5月に森林法を一部改正し、市町村が平成30年度末までに森林所有者や境界等の情報を一元的に取りまとめて公表することになったものであり、森林組合や林業事業者等が取り組む境界の特定や計画的な森林整備の推進が図られることを目的としております。

また、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広くひとしく分任して森林を支える仕組みである森林環境税が平成36年度から施行される予定となっており、その前倒しとして平成31年度から森林環境譲与税が市町村に交付されます。同じく平成31年度から森林経営管理制度が開始され、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者に適切な森林管理を促し、森林管理の責務を明確化するとともに、森林所有者みずからが森林管理を実行できない場合に市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぐスキームを設けることとなります。

本市としては、森林の境界明確化はこの大きな林業行政の変革の中において重要なものであると考え、森林環境譲与税活用事業の一つとして、平成31年度から森林組合の協力を得ながら森林の境界明確化に着手する予定です。その成果を林地台帳に取り込み、更新することによりその精度を高めることで森林所有者や境界の特定、森林施業の集約化等が行いやすくなり、コストを抑えた森林整備が今後一層促進されますので、森林資源の有効利用や再造林等を積極的に進めることができるようになり、林業の活性化にもつながるものと考えて

ているところです。

次に、有害鳥獣対策の現状と考え方についてお答えいたします。本市の平成29年度の鳥獣による農作物被害状況は、被害面積が10.2ヘクタール、被害額が1,288万9,000円であります。前年度と比較し被害面積は3.1ヘクタール増加しておりますが、被害額は51万6,000円減少しております。傾向としては、猿による被害が多い現状ではありますが、昨今、イノシシによる水稻被害なども拡大傾向にあります。

また、平成29年度の捕獲についてですが、ニホンザルが65頭、ツキノワグマが31頭、イノシシが34頭でした。

ニホンザルについては、平成29年3月末の生息数は789頭で、平成30年3月末の生息数は752頭となっております。

被害対策の考え方としましては、米沢市内の鳥獣被害防止に向けた中長期計画に定めた追い払いや電気柵などによる防除、緩衝帯の整備や放置果樹の伐採などの環境整備、そして加害個体の捕獲の「防除・環境整備・捕獲」をバランスよく講じることが重要であると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

[杉浦隆治建設部長登壇]

○杉浦隆治建設部長 私からは、2の充実した除雪体制の構築に向けてについてお答えいたします。

まず初めに、今冬の除雪計画の主な概要について御説明いたしますと、車道除雪指定路線につきましては、757路線で61万3,430メートル、約613キロメートルを計画しており、前年度比較で950メートルの増となっております。

また、歩道除雪指定路線につきましては、71路線で7万2,390メートル、約72キロを計画しており、前年度比較で220メートルの増となっております。

実施期間につきましては、11月15日から翌年3月31日までとしており、出勤基準につきましては、朝までの降雪量が10センチメートル以上と予想さ

れるときに出勤することにしております。

なお、3月1日からの出勤基準は15センチメートル以上となります。

除雪の作業時間につきましては、通勤通学の時間帯及び道路混雑を避けるため、車道は午前3時から7時、歩道は午前4時から7時に作業を行います。

今シーズンの除排雪体制は、39社に業務を委託し、除雪ドーザーを初め、各種機械の配備は市所有が22台、業者所有が302台、合計324台で作業に当たってまいります。

今シーズンからの新規取り組みといたしましては、GPS機能を活用しました除雪車運行管理システムの本格的運用に向けて、今シーズンは75台の車両に搭載して実証試用を行う予定にしております。

また、変更点では除排雪協会や町内会などで排雪を実施する場合に経費の一部を市で助成しておりますが、3回目以降の排雪の助成割合を見直し、これまでの3分の1から2分の1に変更し、除排雪協会などの負担軽減を図ってまいります。

そのほか押雪軽減支援や私道除雪への助成、適時適切な除雪を図るため、除雪モニター制度の活用など、引き続き実施してまいります。

次に、御質問がありました予備のオペレーター確保についてお答えいたします。

ただいま議員からお話があったとおり、除排雪作業においては、早朝除雪に加え、積雪が多くなると排雪作業も重なるなど、除雪オペレーターの方々におかれましては降雪状況により重労働になると推察されますので、市としても代替員の確保は重要なことだと認識しているところであります。

現在、除雪業務委託業者との契約における仕様書で全ての除雪機械について常時作業をする正担当オペレーターと体調不良時などにかわって作業する副担当オペレーターを決めていただき、シーズン前に市へ提出する業務計画書の中で報告してもらい、各正副担当オペレーターの把握を行って

いるところであります。

オペレーターの確保は課題となっており、そしてオペレーターの方がいかに効率的に、うまく稼働することが除雪能力を大きく左右することでもあります。そういったことの考えも踏まえながら除雪業者の方と連携しながら除雪に当たってまいりたいと考えております。

次に、緊急時に対応できる除雪体制についてお答えいたします。

まず、市街地で主要幹線の除雪を担っている県管理の道路について、担当部局のほうにお聞きしましたところ、「通行に支障が出るなどの緊急時には早急に対応するよう県と委託業者間で連絡を密にとりながら対応しているところです。しかし、緊急的事案の案件が続いてしまうと人員が不足してしまい対応がおくれてしまうなど、御迷惑をおかけすることがありますので、このような事案を減らすためにもパトロールを小まめに実施し、緊急的事案を未然に防ぐよう努めてまいります」とのことでありました。

市といたしましても県管理の道路への要望・苦情が寄せられた場合は、県のほうへ進達しておりますが、そういった事案が発生したならば早期に対処されるよう県に対し引き続き要請してまいりたいと考えております。

また、市の除雪体制でありますけれども、パトロール体制を一層細やかにするとともに、市の対応を御紹介いたしますと、排雪路線である第1種路線に特別1種というような路線を平成30年度シーズンは9路線ほど設けております。米沢駅前周辺の幹線道路や市立病院付近に設けているところであります。そちらの路線は、通常市の除雪に当たっては朝1回の除雪が通常となっておりますけれども、日中の降雪量があった場合、業者の判断で出るような形になっております。そういった対応や除雪業務に当たっては4ブロック制をとっております。そういったところから緊急時の対応など各ブロック長と対応を密にしながら当たってま

いりたいと考えているところでございます。

間もなく本格的な降雪の時期を迎えますが、昨年度の反省点を踏まえ、今冬の除雪に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 御答弁ありがとうございます。

では、質問席からの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の中山間地域の振興であります。

先ほど来ありました山林の境界の明確化についてですけれども、こちらのほうでなかなか山林の管理、所有者の方も境界がわからない中でなかなか手入れが進まないというような状況にある中、境界の明確化を進められているということは、これは一歩前進ではないかとは思っております。しかしながら、なかなか所有者自身が把握できていないこともあります。その中で、先ほど森林計画の中で市が所有者にかかわってある程度作業を委託して管理されるというようなお話がありましたけれども、そちらを少し具体的に教えていただきたいのですけれども、御答弁願えるでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 森林経営管理法が制定されてきて、それに基づきましてまず森林の管理を適正に行うことが所有者の責務だということを明確化し、それができない場合につきましては、その意向を受けながら市がその委託を受けまして適正な経営体のほうにまた委託をして管理をしていただくような形で森林の整備を図っていく、ひいては国土の保全、環境保全さまざまなものの解決につなげていくというものでございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） ありがとうございます。

なかなか所有者は所有していることはわかっていても実効的に管理ができないということがあります。大変この制度のほうは生まれれば利用したい

という方も当然多く出るかと思っております。なかなか自分の山林がどこにあるかもわからないような方々ですので、そういった方々のほうにはまず周知をしっかりとすべきではないかというふうに考えます。その中で進めていただければ大変有効に進むのではないかと思うので、周知方のほうしっかりとしていただきたいと思います。

続いて、有害鳥獣対策について伺います。こちらのほうがかなりいろいろとお聞きすることが多いわけですが、先ほど御報告ありました平成29年度における被害の実態、こちらのほうが金額においては1,288万円、51万円減少ということになります。また、捕獲数についてはニホンザルは65頭、熊31頭、イノシシも同様に34頭とあります。しかしながら、生息数については789頭とやはり高い数字を保ったままになっております。この数字について、実態的に対策もとられている中で、やや増加傾向にあるのではないかというふうに見られるわけですが、それについてはどのような見識をお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 猿の頭数に関しましては、例えば山の木の実の豊作だったときとか、また暖冬だったときとか、さまざまな自然要因でふえたり減ったりという部分でございますけれども、現在実際に山村地域で農作物等に被害が出ているということは、やはり適正な頭数を超えているのかなというふうには認識しております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） この被害調査についても各地区でそれぞれ被害の実態のほうを報告するようということで、用紙のほうが配られてまいります。しかしながら、この被害調査でありますけれども、実態的に被害がある方が本当に対策が講じられるというような期待を持って記入され、提出されているというような現状には甚だ遠いのではないかというふうに感じています。地域からのお話をいろいろと伺っていると、もう今さら

こういうものを書いて出しても一体何が変わるんだと。その中で、もうどうせ猿のほうで被害が出るのだから耕作のほう、作付のほうをしないようなところも多分に出てきているのではないかと思います。そういった中でも上がってきたこの数字というものは、実際の被害よりはまだまだ少ない金額ではないのか、また地域住民のほうを抱える不安を反映しているものではないと感じているところです。

現在行っている方法では、花火の追い払いですとか、発信器をニホンザルにつけてというような調査をしているわけですが、これが実態として被害の軽減につながっていないのではないかと、いうふうには私と考えております。花火による追い払いも当初のころはある程度有効ではあったわけですが、1回ある園地、畑とか、住宅地付近で猿を追い払いしてもまたすぐ隣の集落へ移動して、集落間、地域間で猿を押しつけ合っているようなことにしかかかっていない。実態的に効果が薄くなっていると感じています。このような被害を受けて、これまでに対策として何か強化してきた部分というものはおありでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回の御質問の中にもございました花火で追い払うというのは確かに一つの手法として効果はあるというふうには考えております。ただ、これだけでは当然抜本的な解決はもとより一時的なものにしかすぎません。そうではなく、やはり環境整備や個体数管理、そして被害防除、そういったさまざまな手法をバランスよく取り組むことで効果が出るものだというふうに考えておりました。効果と申しますか、事例としましては、最近山上地区のほうでこういった取り組みを地域でバランスよく取り組んでいただいて、猿の被害が減少したという実績が出ておりますので、そういった事例などを紹介してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） ある一定程度のそういった環境整備についても見た目上効果があるかとは思われます。しかしながら、生息頭数の減少にはつながっていかないのではないかと思います。

もともとニホンザルについては、やはり吾妻山系の中で当時西吾妻のスカイバレーですとか、そういったものを通ると山の頂上付近にある程度の群れがいる。その程度しか見かけなかったものが、ここまで中山間地域、またもう市街地に隣接するようなどころまで出没している。そこにすみかを変えているというような状況にあります。ここは絶対的な頭数を減少させていくべく、実効的な捕獲、そういったものを積極的に進めていく必要があると私は考えます。その中で実効的な捕獲を行っていただいているのが猟友会ではありますが、この猟友会との関係において、市としては捕獲の頭数ですね、そちらを出して捕獲していただくような形になってはいますが、一方、熊の被害についても同じくあろうかと思えます。猿については通年での捕獲というものが今認められているわけですが、熊に関しては今被害、また目撃情報があつてから猟友会のほうから駆除に対する申請と申しますか、許可願というものを出して市と協議の上、市がそれに対する許可を出しているというような形になっているかと思えますけれども、そのような形態での駆除を行っているということでこちらは間違いはないでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 熊が出没しまして、被害が発生して対応が必要だと判断された場合におきましては、市と猟友会による現地確認を行いまして、農作物の被害状況や子連れの熊かどうか、また人的被害の危険性を検証、協議した結果、市の依頼によって猟友会に捕獲をお願いしている状況でございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） そうですね。これについては、地域住民の方からの通報を受けて、そう

いった被害があるというのが出て、それから対策を講じるということになるかと思えます。しかしながら、昨今、こちら北海道の事例かと思えますけれども、駆除に対する費用というものが猟友会のほうに対して支払われていますけれども、そちらが高額ではないのかというようなことが議題、そちらのほうの地方自治体の議会のほうで取り上げられ、なかなかそういった金額までは出せないといった中で猟友会がもうこれではとても動けないということで、手をつけられない。そういうふうにも実効的な捕獲を行っていただけないというようなこともあったようにお聞きします。実効的な駆除を行うためには、市としてはこれは積極的に猟友会のほうに駆除を依頼する。またはこちら猟友会のほうの都合にはなるかと思えますけれども、それぞれお仕事を持った中で有害鳥獣の駆除に当たっていただいておりますけれども、そちらのところに対するしっかりとした支援というものも、これは拡充していかなければ実効的な駆除には結びついていかないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 捕獲頭数の増加を図るために報奨金的なものも含めてということの御意見かと思えますけれども、現状ではやはり猟友会の人数では捕獲に対応できる人員体制には限りがあるかなというふうに考えております。単に捕獲数をふやすだけで、それを強く要請するというだけでは、なかなか猟友会のほうでも対応が難しいのではないかとこのように、猟友会のほうとの合意のもとで量より質の向上を目指すということで捕獲の制限といいますか、限定して行っている現状でございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） その中で、市民の方からのお話をお伺いしたことがあったので、一例として紹介したいと思います。

市内のある地区において、やはり熊が出没した

ということがあったそうです。わなをかけて1頭、2頭と駆除したけれども、もう1頭まだいるようだ。しかしながら、2頭とった段階でもう手いっぱいだということになって、3頭目、まだ生息が確認できる状況ですけれども、なかなかそれについて動いていただけないというようなことがありました。これは行政としてしっかりと駆除を命令するといいますか、そういった形での対応というものを猟友会に求めていくということは、これは可能なものなんでしょうか、こちらの点についてお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 熊の関係では、捕獲につきましては、春先、春季には県の許可をとって、その捕獲をしているわけですが、それ以外の時期では特に人畜等に危害を加える危険があるような場合には市の判断で許可することができることになっておりますので、そういった場合には許可しまして、捕獲するというふうをお願いしているところでございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） これは山形県の中でもツキノワグマの生息についての取り決めのほうもあろうかと思えますので、そちらのところとの整合性という計画に沿ったことも必要かと思えますけれども、緊急的に人的な被害も予想されるというようなところにおいてはしっかりとした対応をとっていただき、緊急的な状況ですので、速やかな駆除に対する要請を行っていただきたいと思えます。

その中で、私の今住んでいる地域で有害鳥獣の被害が余りにも多いものですから、今回私自身狩猟者の免許、銃所持のをこの11月に試験を受けてきたところであります。余談ですけれども、島軒議長も猟銃のほうを所持され、一緒に駆除に頑張ろうと思っております。その中で、いろいろと勉強させていただいた中で、狩猟者というものは、やはりそういった猟銃、また狩猟、有害鳥獣の駆

除を行うということは、社会的な責任というものがこちらの中でうたわれております。特別な許可を得て銃を所持するということの社会的な役割にしっかりと役立つように貢献するというようなことがうたわれております。狩猟法や鳥獣保護法上、狩猟者以外はみだりに野生鳥獣等を捕獲、狩猟できないということもあります。これはひいては行政の職員であつたり、例えば警察官や自衛隊においてももちろん許されることではありません。その中で、狩猟者がしっかりと職務上社会的責任を果たすという意味において、この住民の安全、安心を守るための有害鳥獣駆除を徹底して行うということの土壌というものをつくっていかねばいけないと思っております。

これは私も昨年来からいろいろと御提案申し上げておりますけれども、ニホンザルにおける捕獲について、近隣市町ではやはり米沢市とはもう何倍も違うような駆除の協力金といいますか、補助を行っていて、有効な駆除頭数を上げている自治体も見受けられます。本市においてもそのぐらい駆除に対する補助を行うのであれば、ある程度1頭当たり1万円、それぐらいの予算を出せば200頭、300頭の捕獲というものの実績を上げている近隣自治体もありますので、そちらのほうをぜひ検討して強力に進めていく必要があるのではないかと私は考えます。こちらの費用対効果の面からこの被害額1,300万円くらいというものの即効的にこれを減少させる手だてにもなると思うんですけども、その点については今後の方策についてどのようにお考えになっているのでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市におきまして、現在ニホンザルにつきましては、その捕獲について報奨金の対象としていないところであります。理由としましては、農作物被害の防除という観点において、加害個体を的確に捕獲することと同時に群れの分裂による被害地の拡大を防ぐ必要がありまして、報奨金制度を実施することで無秩序な捕獲につな

がり、結果、群れの分裂を招き、かえって被害区域を拡大するおそれがあるからと判断しております。

本市のニホンザルは、現在16群が確認されておりました。近隣自治体と比較して多いほうでございます。これはかつて群れの分裂を招く無計画な捕獲が行われた結果と考えておりました。その反省から現在捕獲に当たっては、できるだけ個体選別をするなど、慎重に実施している状況でございます。そのため全ての個体が対象となるような報奨金制度は現在の本市の状況にはなじまないというふうに考えております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 無秩序な捕獲、乱獲という今お話でしたけれども、これは先ほど私も話しました吾妻山系のところに少数の頭数といえますか、1群れ、2群れ等がいる程度のときでしたら、そういうことをすれば市街一円に蔓延するのではないかというような危惧を抱かれるのもそれはいたし方ないかなというふうにも考えます。しかし、今米沢市内全域にもう十何群というような群れ、もう被害がない地域はないところでもうニホンザルがふえた現状において、そのようなことでこれ以上また被害が拡大するというようなこと、また群れが分裂するというような危惧を抱くというのはどうかなというふうには私は思います。

その点について、今後被害が拡大するという、群れの拡大ですね、そちらのところを危惧するべきではないと私は考えております。

こちらはやはり被害がここまでになる以前の段階で早目に手を打っておくべきだったと今さらながら悔やまれるところではありますが、ここはそれを言ってもいたし方ないかと思えます。

実際的に今、米沢市に生息する約800頭の群れ、これを1年でやはり今の頭数が60頭捕獲とありましたけれども、200頭や300頭捕獲することは、私は全く難しいことではないというふうに思っております。猟友会との協議においてある程度計画的

な捕獲を行っているというお話はお聞きしましたが、  
けれども、猟友会の実際に駆除を行っている方々に直接お話をお伺いすると、米沢市でもっと近隣自治体のように出していただければもう幾らでも捕獲は積極的にやるというふうにおっしゃっている方がいるのも、これは事実であります。実際これは対症療法として追い払いですとか、電気柵等をしても実際的な被害をこれからこの金額より減少させていく、面積をゼロにするということはまず不可能だというふうに私は考えます。自然災害であるならば、例えば雪が降らないようにするですとか、台風が来ない、地震が来ないようにするということは、これは人間の力ではどうすることもできないものです。そういったことが起きたときに被害を最小限に食い止めるといことももちろん考えなくてははいけないことです。しかし、一方で我々住民のほうでしっかりとした対策をとるのであれば、この被害が防げるのではないかと思います。例えば人間が病気にかからなかったり、交通事故を起こさなかったり、また犯罪が発生しないような治安の維持というものは人間の手によってある程度被害を軽減する対処ができる、予防ができる、そういったものです。私も無理に猿をゼロにしろということは言いませんが、少しはそういった形で人間が対応できるものについて積極的に行う必要があると思いますけれども、こちらの考えはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今さらニホンザルが保護されるべき保護獣だという捉え方だけでは済まないというふうには確かに思っております。そういった中で、多数捕獲することで効果が出ると、一時的なものではないのかなという状況も近隣自治体の状況を見てそう思っております。多数捕獲しても被害はそれほど変わらないと。やはり猿の農作物に対する被害を防ぐには地域と、そして行政とさまざまな団体が連携を図って防除に努めなければならないと、それが鳥獣害対策の基本だなという

ふうに思っております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) ニホンザルについては、幸い今のところ大きな人的被害は報告されてはおりませんが、熊ですとか、イノシシといったものについては直接的にもう人的な被害が懸念される状況にもあるわけです。

けさのテレビニュースで拝見しましたが、関西地方で住宅地に出没したイノシシに高齢の女性が指を食いちぎられるというような大変痛ましい出来事がニュースで取り上げられておりました。やはり鳥獣被害というものは、自然環境で生息しているものが人間の住環境に侵入してきたというような問題だけではなく、これは一つの災害として認定して、これはしっかりとした対応をとっていくべきではないかというふうに考えます。

また、対策についての予算についても今のわなですとか、追い払い、また電気柵といったようなかかる費用を直接的な駆除に向けるのに何ら大きな負担はないかと思えます。

市民の目線から言えば、やはり先日ありました市役所の天井が垂れ下がってきた、それにやはり1,000万円の補修費がかかる、そういったものの予算だと割とすぐに出るんですけども、恒常的にあるそういった被害に対する直接的な被害軽減策に対してなぜもっと積極的にできないのかというような市民感情も当然あるかと思えます。こちらは近隣自治体で明確な実地の数字を上げている中で、本市としての取り組み、姿勢というものが問われているのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 猿に関して言えば、近隣自治体で多数捕獲している状況は伺っておりますけれども、先ほど述べましたとおり、被害額につきましては、大きな効果は見られないというような話を、自治体によっては異なるかもしれませんが、私の伺ったところだと、そういう状況でござい

ました。そういった中で、取り組みとしましては、繰り返しになりますが、地域と行政が力を合わせて、そして取り組んでいくのが効果的で、山上地区の事例をこれからどういうふうにして他地域に普及させていくか、知っていただくか、さまざまな手法を凝らしてそういった取り組みの拡大につなげていきたいと考えております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) 現在市のほうで有害鳥獣対策計画というものをもって駆除追い払い等を進めているわけですが、こちらが平成27年から36年の10カ年計画ということでの計画になっております。しかしながら、この10年というスパンというのは非常に長いのではないかというふうに私は思います。そのような状況を踏まえながら適宜こちらの計画のほうも更新、または改めていく必要が当然あるかと思えます。こちらは市としてやはり市長の判断、また産業部長の判断というものも必要かと思えます。しっかりとそちらのお考えを改めていただいて計画の見直しや実効的な駆除のほうに前向きに取り組んでいただきたいと要望するものであります。

また、もう一点ですが、今お話ししました猿や熊、またイノシシ等のほかにも鳥害、鳥です。そちらのほうの被害も報告されています。その中で、以前お話を伺ったのが、米沢鯉の養魚場ではサギの被害で稚魚がかなり被害を受けているということがあります。こちらサギについては、鳥獣の捕獲鳥獣にも指定されています。今現在猟期ですので狩猟者の方でカモ猟ですね、そちらをなさる方もこのサギを駆除をしてもいいわけですが、このサギについては余り捕獲しても狩猟者の志向には合わないようなものです。そういったものも積極的に駆除するように捕獲鳥獣であっても捕獲した場合には申告によって補助金等も出していただけのような形であればもっとこちらのほうの駆除についても積極的に進むと考えますので、こちらは御答弁要りませんが、御対応方を検討

していただきたいと思えます。

ちょっと時間もなくなりましたので、引き続き中山間地域のことについて伺います。

中山間地域におきましては、やはり降雪量も多かったりとか、やはり市街地からの遠距離であるということから、なかなか高齢である方がそこの生活を営んでいくのも難しい状況にあるかと思えます。公共交通網もなかなかしっかりと整備されていない中で、日常生活に支障を来すようなところが出てきているかと思えます。そういった中で、生活を維持していくためにある程度高齢者の方、またそういったところのしっかりとした相談していく体制というものも中山間地域には必要かと思えますけれども、その点について当局としてのお考えをお持ちであればお聞かせ願いたいと思えます。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 さまざまな課題を持っていらっしゃると思えます、中山間地域の中では。特にぜひ地域の方々でそのような課題をまずは第一段階として話し合っていたいただきたいというようなところでございます。もちろんその課題抽出が必要だということであれば私どものほうも参画をさせていただくということではありますが、その課題の内容において高齢者の問題であったら福祉部門、またインフラだったら建設部門など、さまざま担当課のほうでその後御相談をまた受けさせていただくというような流れでいきたいと考えております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) よろしく申し上げます。

このような中で、各地区において地域振興策のほうをいろいろと検討されているような組織も立ち上がっております。以前ありました輝くわがまち創造事業では、300万円というようなお金を各地区に補助金、活動資金として拠出して、それで何かやってみないかというような形をとっていたかと思えます。やはりお金が出るから何かやるとい

うようなことの順序立てではなかなか効果的なことができたのかなというふうにはちょっと疑問を呈さざるを得ないような例もあったかに私は記憶しています。そういった中で、住民の中から自発的に地域おこし、そういったものが出てくるというのは大変いいことだなというふうには思っております。その中でお話が出てきたときにしっかりとした対応、お金の面だけではないですけれども、そういったものをしていく体制というものも今後維持して積極的に活動するべきだとは考えておりますけれども、その点についてはお考えをお持ちでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 そういような地域の方々が実際に話し合っ、そして計画などもつくっていただくというふうな仕組みづくり、議員御承知のとおり、三沢地区ではそのような計画策定までしていただいたというふうなところもありますので、私どものほうも制度として県と市がそちらのほうに一緒になってつくり上げるというふうな制度もごございますので、そちらのほうはぜひお声をかけていただければ各地区のほうに参上して一緒になって考えさせていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) ありがとうございます。よろしく願います。

続いて、時間もなくなりましたが、除雪の件についての質問に移らせていただきます。

現在、降雪時においては10センチ以上降れば除雪車が出動するということがありますけれども、こちらオペレーターさんの管理について先ほど壇上から質問をさせていただいたところですが、各業者さんのほうで正社員の方、そちらの方が除雪に当たられる場合と季節的に雇用されている方が当たられる場合の2通り、主にあるかと思っております。社員さん、正社員といますか、そちらの場合ですと、通常降雪時に朝3時から7時

で除雪作業を行う。そして朝御飯を食べてからですかね、そしてまた8時から5時までは通常の業務をされるということで、大変長時間の重労働な状態があるかと思っております。一方、季節労働の方においては、降雪がない場合はやはり出勤がないというふうなことになるかと思っております。その年によって降雪の量によって差があるわけですが、この季節労働の方が降雪がないと全く仕事にならないというふうなこともあります。そちらを均等化させるという部分ももちろん必要かと考えますけれども、そちらについては当局としては請負額、そういったところにある程度反映になっているものかお伺いしたいと思います。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいまの御質問のほう、オペレーター、予備のオペレーターの方の待機費用というふうにとらせていただきますと、県とか近隣の市町村にちょっとお話をお聞きしたところ、現在具体的な項目として計上している実績はないというふうなところでありました。しかしながら、より実態に即して把握していくためにも除雪委託業者のブロック長から聞き取りなどを行って研究してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) 季節労働の方と言われましても毎年除雪に従事されているわけですから、ある程度毎年技術は向上しているかと思っております。

先ほどありましたやはりオペレーターの管理上、朝3時から7時までの時間帯、そちらのほうも通常の正社員の方と仕事を分担するような形である程度スキルアップ、また人員のほうをしっかりと確保できるような体制づくりをしていくことが重要だと考えますので、その点についても業者さんのほうと話をさせていただいて円滑な除雪ができるような体制づくりに努めていただきたいと思います。

また、先ほどお話ありました緊急的に車の通行ができないようなところも多々見受けられます。

そういったところに対して、業者さんが独自の判断で出るということはなかなかこれは難しいような状況ではないかなというふうに思います。その中で、例えば段差があつてとても車が通れない、またそれを無理に通ろうとすると車のバンパーが壊れてしまうようなところも毎年必ずと言っていいほど見られるような状況にあります。このような中で、業者がしっかりとパトロールをして、自発的に除雪できるような体制というものも当然必要かと思えますけれども、その点についてはどのような対策を講じられるかお聞かせいただきたいと思えます。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 御承知のとおり、除雪においては雪の降る量、そして気温とか、路線環境によってかなり違ってきております。そういったところをいかに早くつかんでタイムリーにやっていくかということところが大きな課題だと思っております。先ほど壇上で9路線ほど1種の中でも特別路線というところで重要路線として業者判断で出ていることを御紹介させていただきました。そういった取り組みややはりパトロールというようなところが重要になってまいりますので、そういったところでより細やかに、そして迅速に当たってまいりたいと考えているところであります。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 先ほどあつた特別1種ですね。こちらについては業者さんの判断で必要とあれば出動して構わないというような取り決めになっているという路線があるということのお話でした。これをやはり市道、または県道の全域においてそういった緊急的な状況においては速やかに業者の判断で出動できるような取り決め等も今後必要になってくると思えます。市民の生活、また交通の安全を確保する上でもこちらのほうを積極的に拡充し、行っていくような対策を進めていっていただきたいと思えます。

最後になりましたけれども、歩道除雪について

最後お伺いしたいと思います。

主にこれは県道になるんですけれども、小学校の登校時に歩道の除雪がなつてなかつたりする場合が見受けられます。児童の登校時に歩道に積雪があるものですから、その分車道を歩いていかざるを得ないようなことで児童が登校しているところが見受けられます。これは、主に県だとは思いますが、この点について駐機場からの歩道除雪車の移動についてある程度時間がかかる、また除雪するルート、順序が決まっているということでもありますけれども、交通弱者である小学生や高齢者の歩く歩道をその利用する時間に合わせてしっかりと除雪する体制というものもこれは必要かと思えます。市のほうで歩道の除雪も管理されているところももちろんあるかと思えますけれども、その点についてしっかりと県と協議を進めていただいて、そういったルートの検討、そういったものも再構築する必要があると思えます。そちらについても強く要望して私の質問を終わりたいと思えます。

○島軒純一議長 以上で10番鈴木藤英議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、保育所保育指針への対応について、18番小久保広信議員。

〔18番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○18番（小久保広信議員） 一般質問も3日目午後ということで、午後一番ということで非常に睡魔が襲ってくる時間帯でございます。割と午後が多いものですから、今回も穏やかな質問をしてい

きたいというふうに心がけておるのですが、まだまだ修行が足りないようで、時々声が大きくなるかと思いますが、そこは御容赦いただきたいと思

います。

早速質問に入っていきます。

今回の質問は、保育所保育指針についてです。

厚生労働省の新保育所保育指針は、ことしの4月1日に施行されました。この保育所保育指針は、保育とは何か、保育で大切にすべきことなど、基本方針を示したものです。全ての保育園が全体的な計画や指導計画を作成する上で指針とするものです。

厚生労働省で示している保育所保育指針解説では、全国の保育所においてはこの保育所保育指針に基づき子供の健康及び安全を確保しつつ、子供の一日の生活や発達過程を見通し、それぞれの保育の内容を組織的・計画的に構成して、保育を実施することになる。保育環境の基準の設備・運営基準や保育に従事する者の基準である保育士資格と相まって、保育所保育の質を担保する仕組みと言えると述べています。

1965年に最初に制定され、前回の平成20年の改定から10年ぶりの大きな改定です。

今の公立保育園2園の保育計画や指導計画が、今回改定された保育所保育指針に沿うように改定がなされているのかお伺いいたします。

また、公立保育園に対する指導や支援をどこで行っているのか、米沢市の行政として適切に行われているのか、単に保育園任せになっているのではないか、その点についてお伺いいたします。

保育所保育指針解説では、保育の計画と評価で「保育所における保育は、計画とそれに基づく養護と教育が一体となった保育の実践を、保育の記録等を通じて振り返り、評価した結果を次の計画の作成に生かすという、循環的な過程を通して行われるものである」としていますが、この点はどのようにになっているのかお伺いいたします。

また、第三者評価についてどのようになされて

いるのかお伺いいたします。

次に、今回の改定で大きく変わった点などについて順次お伺いいたします。

まず、ゼロ歳から3歳未満児の保育の充実が述べられています。今回の改定で保育の内容が「乳児保育」「1歳以上3歳未満児の保育」「3歳以上児の保育」の3つに区分されました。

昨今の待機児童問題があり、前回の改定の10年前に比べるとゼロから2歳児の需要がふえています。今回の改定で認可・認可外問わず、ゼロから2歳児の保育の質を上げ、保証するための事項が多く盛り込まれています。

保育指針解説では、「乳児から2歳児までは、心身の発達の基盤が形成される上で極めて重要な時期である。また、この時期の子どもが、生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲の人やものに興味をもち、直接関わっていきこうとする姿は、「学びの芽生え」であるといえるものであり、生涯の学びの出発点に結び付くものである。こうしたことを踏まえ、3歳未満児の保育の意義をより明確化し、その内容について一層の充実を図った」としています。「特に乳児期は、発達の諸側面が未分化であるため、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の三つの視点から保育内容を整理して示し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるようにした」と、より一層の配慮が望まれています。「生活は全て学び・教育的側面につながっているということに従来以上の意識を向けることが求められています」としていますが、この点はどのように対応がなされているのかお伺いいたします。

次に、公立保育園における幼児教育についてお伺いいたします。

保育指針では、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけが行われています。

保育所保育においては、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎

を培うために、環境を通して養護及び教育を一体的に行っている。幼保連携型認定こども園や幼稚園と共に、幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領と更なる整合性を図った。

また、幼児教育において育みたい子どもたちの資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を示した。そして、これらの資質・能力が、第2章に示す健康・人間関係・環境・言葉・表現の各領域におけるねらい及び内容に基づいて展開される保育活動全体を通じて育まれていった時、幼児期の終わり頃には具体的にどのような姿として現れるかを、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化した。

保育に当たっては、これらを考慮しながら、子どもの実態に即して計画を作成し、実践することが求められている。さらに、計画とそれに基づく実践を振り返って評価し、その結果を踏まえた改善を次の計画へ反映させていくことが、保育の質をより高めていく上で重要であると解説で述べています。

この保育園における幼児教育の取り組みは、どのように行われているのか、またどのように行おうとしているのかお伺いいたします。

次に、公立保育園における子育て支援についてお伺いいたします。

これまで、「保護者に対する支援」でしたが、今回の改定では「子育て支援」となりました。保育園を利用している子供の保護者だけでなく、子育て中の親のための包括的な支援の必要性が求められています。

保育指針解説によれば、保育所の特性を生かした子育て支援では、「保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保

護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること」。保育所を利用している保護者に対する子育て支援では、「日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること」などとされています。「保護者に対する子育て支援に当たっては、保育士等が保護者と連携して子どもの育ちを支える視点をもって、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視する。保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるためにも、保護者自身の主体性、自己決定を尊重することが基本となる。そのため、子育て支援を行うに当たっては、子どもと保護者の関係、保護者同士の関係、子どもや保護者と地域との関係を把握し、それらの関係性を高めることが保護者の子育てや子どもの成長を支える大きな力になることを念頭に置いて、働きかけることが大切である」としています。

本市の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、地域における子育て支援の役割が一層重視されている状況を踏まえ、保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能、地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれています。この点についてもどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、公立保育園における食育についてお伺いいたします。

本市の第2次米沢市食育推進計画では、4、基本的な施策（2）学校・幼稚園・保育所等における食育の推進という項目で、基本的な考え方として「幼い頃から望ましい食習慣の確立を図り、生きる力を育むため、幼稚園・保育所、学校等で食に関する知識の習得と様々な体験学習や活動の機会を多く設けることで多面的・総合的に推進します」としています。

保育指針でも「乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること」とされており、公立保育園における食育計画についてどのような計画になっているのでしょうか、お伺いいたします。

給食の調理の現状についてお伺いいたします。

「食育の環境整備等」で、「子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること」とされています。公立保育園2園の現状はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、「保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること」とされていますが、この点についてどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、食物アレルギーのある子供への対応についてお伺いいたします。

保育指針解説では、「保育所における食物アレルギー対応は、安全、安心な生活を送ることができるよう、完全除去を基本として保育所全体で組織的に行う。限られた人材や資源を効率的に運用し、医師の診断及び指示に基づいて対応しなくてはならない。また、医師との連携、協力を当たっては、生活管理指導表を用いることが必須である。

保育所では、栄養士配置の有無に関わらず、除去食品の誤配や誤食などの事故防止及び事故対策において、安全性を最優先として組織的に最善を尽くす必要があり、常に食物アレルギーに関する正しい知識を全職員が共有していることが重要である」と述べています。

さらに、「食物アレルギーのある子ども及びその保護者への栄養指導や、地域の子どもとその保護者も含めた食育の取組を通じて、食物アレルギーへの理解を深めていくことが求められる」としていますが、本市の対応はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、給食の地場産農産物の使用割合についてお伺いいたします。

学校給食においては、地場産農産物の使用割合が35%程度になってきていますが、公立保育園における地場産農作物の使用割合はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、食育を進める担当者は、どなたが担っているのでしょうか。

次に、保育士の専門性の向上の取り組みについてお伺いいたします。

保育所保育指針では、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」としています。

保育指針解説では、「保育所の職員一人一人がその資質を向上させるとともに、保育所全体としての保育の質の更なる向上に取り組んでいく必要がある。

特に、その中核を担う保育士の専門性は、保育の質に直結する。専門職である保育士は、その職務に携わる中で、保育現場で求められる知識や技能をより深め、更に専門性を高めていくことが求められる」と。

さらに保育指針は、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならない」としてい

ます。

幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭は、文部科学省管轄下の教育職なので、研修が義務と権利であることは明確であり、初任者研修などの研修制度が確立をされてきました。しかし、厚生労働省の管轄下にある保育士にはこれまで十分ではありませんでした。今回改めて専門性を高める研修の機会というものが出されています。キャリアアップのシステムをつくっていくことが必要です。本市の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

体系的かつ計画的な研修やキャリアアップを図る機会の確保が行われているのでしょうか。

最後に、これからの公立保育園のあり方についてお伺いいたします。

多くの自治体でこれからの公立保育園のあり方や役割などについて新たな姿を示した計画が出されています。米沢市としても保育所及び地域の子育て世帯を取り巻く環境など、社会状況の変化を踏まえ、地域全体の保育サービスの質の維持及び向上を図るために適切に対応することが必要です。

これからの公立保育園が担う保育とはどのようなものなのか。公立保育園が持つ意義について検討していかねばなりません。

当局は新たな公立保育園のあり方をどのように考えておられるのか。また、公立保育園の役割をどのように考えているのかお伺いし、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

[小関 浩健康福祉部長登壇]

○小関 浩健康福祉部長 初めに、公立保育園の保育計画についてお答えいたします。

保育計画は、設定した狙いと内容に基づき、年間計画、月案、週案、日案と年齢や月齢における子供の発達などに応じて作成されるものになることから、改定された保育所保育指針に基づき、現在保育の実践の中で整備を進め、全体的な保育計画を立てている状況です。

また、指導計画は、この保育計画に基づき、子供の状況を考慮して乳幼児期にふさわしい生活の中で一人一人の子供に必要な体験が得られる保育が展開されるように具体的に作成されるものであることから、保育計画とあわせて整備を進めているところです。

次に、公立保育園に対する指導や支援についてですが、公立保育園はこども課の組織に属し、直営運営している保育園ですので、保育所保育指針の改定については、所属長から園長に対し改定の内容に沿った保育業務を行うよう指示しております。

また、国などが実施した改定の研修会へ園長等を参加させ、職員全体に周知されるように指示し、園内においても研修会を実施しております。

公立保育園も含めた認可保育園の指導監督については、児童福祉法に基づき認可庁である県が行っており、公立2園については、設置者及び運営主体としての米沢市が指導監査を受けております。県からの文書指導の中で、改善すべき指摘があれば速やかに所属長から園長に対して指示を出し、適正な保育業務の運営に努めております。

保育計画の内容についても毎年夏ごろ指導監査を受けており、指導監査全体で今年度も指摘事項はなく、おおむね適正との評価を受けております。

保育園任せになっていないかとの御指摘についてですが、保育計画の策定に当たっては、公立2園それぞれ定める保育目標に沿って作成されるものであることから、それぞれの園の独自性、地域性、自主性を尊重しているところであります。

次に、第三者評価の導入についてですが、第三者評価については、国が定めた評価基準ガイドラインに基づく外部の評価機関による評価で、受けることに関しては任意となっており、現在公立保育園では導入をしておりません。

しかしながら、保育所保育指針改定後の保育計画・指導計画に基づく保育がスタートしたばかりであることから、公立保育園では自己評価の整備

及び充実を図った上で、第三者評価の導入について今後検討していきたいと考えております。

続いて、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の充実についてですが、この時期にはその後の成長、例えば生活習慣の形成や社会性の発達に影響を与えることを意識し、子供の主体性を軸とした保育が求められることから、全職員による共通認識として研修を行い、子供との基本的な信頼関係を形成するための職員との愛着の重要性を踏まえたかわり方を再認識しながら保育に当たっております。

なお、このことは従前から実践してきた保育でもございます。

公立保育園における幼児教育の取り組みについては、従前から養護と教育を踏まえた保育計画を作成し、実践してきましたが、このたびの保育所保育指針の改定で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目に基づいて実施していくこととなります。

この改定は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も共通して改定されており、幼児教育の目的を明確にし、共通化されたものとなっております。

子供の生活や遊び全てが幼児教育につながっていることから、子供の気づきや興味、関心を大切に、それぞれの活動が深まるような保育を心がけております。また、保育の振り返りを行い、次の計画を策定し、そして実践するという日々の積み重ねを大切にされた保育を目指して取り組んでいるところであります。

次に、公立保育園における子育て支援についてです。

保育所を利用する保護者に対する子育て支援として、保育室に1日のクラス活動の写真やコメントを掲示し、子供の成長や保育の目的など、見える化を図っております。保護者と保育者が子供の成長過程を共有化することにより、スムーズなコミュニケーションが図られ、また、保護者が保

育に関心を持ち、積極的に他者とのかかわりを深めることにもつながっていると考えております。

また、保育所における育児相談にも随時対応しており、保育所が身近な子育て支援の場となるように努めております。

地域とのかかわりについては、まずは園の活動について理解していただくことが大事であると考えております。そのため、従前より園だよりを町内に配布したり、夏祭りなどへ参加の呼びかけを行い、相互交流を積極的に行っております。

続いて、食育計画についてです。

食育計画については、保育所保育指針において策定しなければならないものとされており、その策定や実践に当たっては、保育士、看護師、栄養士、調理師など、保育に携わる全ての者がかかわることとされております。公立保育園においても給食年間計画として食育計画を策定しております。

園ごとに全体的な目標を定め、1年を4期に分け、それぞれの期ごとに狙いを設け、この狙いに基づく子供への働きかけをどのように行っていくか細かな計画を策定し、実践しているところです。

この計画をもとに子供たちは地域性を生かした野外活動や子供たちみずからが野菜を育て、その成長過程を観察し、収穫、そして調理といった経験を通して食の重要性を学んでおります。

子供と調理員とのかかわりについては、子供と保育士や調理師が給食を一緒に食べ、食材の話や献立の話を通して食べることや食材への興味を持たせる工夫を行っております。

また、調理室などの食にかかわる保育環境については、保健所の食品衛生法に基づく立入調査による指導を受けているところでありまして、今まで改善等の指摘は受けておりません。引き続き適正な環境の整備に努めてまいります。

保護者との連携、協働については、餅つきなどの季節行事へ保護者の参加を呼びかけ、親子協働での作業を通して楽しみながら食育活動を行っております。また、野外活動のリンゴ狩りやそば打

ちの実践などの活動を地域との連携を図りながら行っております。公立2園ともに既に地域に密着した活動を行っているところでもあります。

食物アレルギーを持つ子供への対応については、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づきまして、保護者と連携を密にし、保育にかかわる職員全員の共通理解のもと適切に対応しております。

地場産農産物の割合ですが、正確な割合は把握してございません。できるだけ地元産にこだわった発注を行っているところでもあります。

食育は保育にかかわる全ての職員が担っております。今後保育所における食育、献立の作成及び食物アレルギーへの対応など、健康課の管理栄養士の指導を受けながらさらなる充実を図りたいと考えております。

保育士の専門性の向上の取り組みにつきましては、勤務体制を工夫し、代替の保育士等を充てながら職位や担当に合わせたさまざまな研修に参加できるよう、体系的、計画的に保育の質の向上に努めているところでもあります。

また、外部の研修のみならず、園内においても研修会を開催し、職員みずから積極的な学びを行っているところです。

これからの公立保育園のあり方についてお答えいたします。

本市の出生数は減少傾向にあるものの、保育を必要とする児童は年々増加傾向にあり、ことしの4月1日現在でゼロ歳から3歳未満児の約60%が保育を必要としております。

一方、自然動態における出生数の推移や社会動態を考慮した保育の供給量については、今後の精査が必要となりますが、これは本市の保育機能全般にかかわることと考えております。

来年度新たな「米沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定する予定であり、計画策定に当たっては、保育のニーズ量調査を行うこととなります。本市の必要とされる保育ニーズに対応した保育の

供給量を目標数値に掲げることになることから、この計画で示される保育ニーズ量を踏まえた上で公立保育園のあり方についても検討を進めていきたいと考えております。

公立保育園の果たす役割についてですが、保育ニーズに対応するための保育機能であることが役割の一つと考えております。

また、民間立の保育園では、受け入れが困難となる児童の保育や支援が必要な御家庭の児童の保育など、より専門性が必要とされる児童の受け入れを行うことも公立保育園の果たす役割であると考えております。特に、公立保育園であることで、他の行政機関との一体的な子育て支援が可能となり、継続性のある保護者支援が行えるというふうに考えてございます。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番(小久保広信議員) おおむね保育指針に基づいて保育が行われているということだというふうに理解をしましたが、非常にこの保育所保育指針・解説を見ますと、本当に微に入り細をうがった、本当に気配りが必要ですし、子供一人一人の様子をうかがいながら、その状況や成長過程というものに合った養護、教育というものを行わなければならないとなっていて、こういったことをきちんと実践できるだけの今の人員体制になっているのか。とりわけ正規の保育士、また調理師、そういったものがきちんと配置になっているのか、その点はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 現在配置されております正規の保育士は2つの園で21名であります。年齢別の配置基準上では、18名が必要保育士数でありますので充足していると考えてございます。ほかに常勤換算で8名の嘱託保育士が配置されております。2つの園合わせて保育士の資格を持つ者が29名配置されているといった状態であります。

公立保育園2園の定員規模については、それぞれ調理師2名が配置基準となっておりますが、現

在正規職員の調理師が1名、それから嘱託調理師が1名配置されております。基準では「調理員」となっておりまして、その資格は配置基準の要件とされておりませんが、公立保育園においては有資格の調理師2名を配置しているところでありませ

す。また、栄養士の配置につきましては、配置基準上、必要とされているものではありません。このたびの指針の改定によりまして、栄養士が配置されている場合はという前提で、その専門性を生かした対応を図るといふふうに行われているところ

であります。先ほども述べましたが、このたびの保育所保育指針の改定におきまして示された内容については、現在まで実施されてきた内容に大きな変更はないものと考えているところでもあります。ただ、実践してきた内容に教育の意味づけが行われておりまして、保育そのもののプロセスを大事にして、先ほど申し上げました「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10項目の体制に向けて保育を行っていきたくて考えているところでもあります。

なお、保育計画、指導計画等の策定において、保育園内において十分に協議して、保育士一人一人が共通認識のもとで保育を行う必要があると考えているところでもありますので、そのように指示しているところでもあります。よって、現在のところ保育所保育指針の改定に伴う保育の実践において現在の職員が不足しているといったことはないと考えているところでもあります。

○島軒純一議長 小久保広信議員。

○18番(小久保広信議員) 丁寧ありがとうございました。

今行われている保育というのは、昔のように単に預かって見ていればいい、育てていればいいというものではなくて、この保育所保育指針によれば、保育所の役割として「保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況

や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う」といふふうに行っているんです。この専門性について、当局はどのように、専門性を有する職員という点についてどのようにお考えですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 保育に関する専門性についての考えですが、特に家庭との緊密な連携については、公立保育園の果たす大きな役割の一つであると考えております。

公立保育園の保育士が持つ経験、ノウハウの蓄積が専門性であると考えているところでもあります。

また、市の保育士は、保育所にのみ配置されているのではなくて、保育士の立場でこども課の相談担当にも配置されておりまして、支援が必要な家庭の支援に当たっており、そこでの経験が保育所の現場で専門性として生かされているものだと考えております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) わかったようなわからないような答弁でしたが、それから、この保育指針の中で、「保育士等」といふふうに表示しているんですね。なぜかという、保育にかかわる全ての職員、施設長、保育士、看護師、調理師、栄養士など、そういったものを総称して「保育士等」、そういった方々が一体になってこの保育に当たるんだと、養護・教育に当たるんだといふふうになっているわけですがけれども、この点の御認識はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 今おっしゃった全くそのとおりでありまして、保育所の職員は、それぞれの立場や専門性において職員全員が一体となって保育にかかわる必要があるといふふうに行っているところでもあります。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) あと、先ほど保育士の数、きちんと足りていますよというお話でした

が、事務の部分でいくとどこでということが、非常に保育園の事務にかかわる部分、そういったところについて軽減を図るような、そういった措置とか、そういったものはどうお考えですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 保育園の事務については、施設の維持管理、それから財務に関することは全てこども課の子育て施設担当が行っているところでもあります。その他保育にかかわる事務については、延長保育の管理、園外の活動の調整などは、そのほとんどを園長、副園長が担っておりますが、保育士の指導等が十分に果たせるように現在そのようなことで図っているところでもあります。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) 最後ちょっとよくわからなかったんですが、要するに事務軽減を図るような人を配置するというか、そういったことなのででしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 失礼しました。そのとおりです。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) やはり園長、副園長に事務が過剰にかかっているということは大変だと思いますし、ましてやこの保育指針、解説でいくと372ページもあるんですね。全部読もうと思ったんですが、なかなか難しくて抜粋しか読んでいないんですが、それを見ただけでも非常に細やかな、そして一人一人に本当に手を差し伸べて寄り添ってしていかなければならない、そういった中で、いろいろなことも教育もありますし、地域とのかかわりもある。そして、食物アレルギーであったり、いろいろな部分が一気に来るわけで、そういった意味ではなるべく軽減できるところは軽減していただきたいと思います。

そして、「保育所保育指針の基本的な考え方」で、「保育に関わる幅広い関係者に保育所保育指針の趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育

ちの実現へとつながる取組が進められていくことが期待される」と述べられているんですね。幅広い関係者というところには、私は人事を預かる部署もきっと関係してくると思っっているんですけども、当局はどのようにお考えですか。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今、議員おっしゃった指針という保育にかかわる幅広い関係者にこの指針上、どう解されるかわからないところがございますけれども、含めるかどうかにかかわらず保育園にかかわる組織、あるいは人員配置などにつきましては、これまでも、それから今後も必要に応じて関係部署と十分に協議、連携を図らなければならないと考えております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) 話を聞きますと、何か保育士の専門性、それから調理師の専門性、そういったものがある意味軽んじられているのではないかと思わざるを得ない話も聞こえてきます。もっとしっかりと専門性の部分で、今までもなんですが、米沢市というのは専門職、専門性に対して非常にぞんざいな扱いといいますか、きちんと的確にそこを取り上げてきていない部分があります。そういった意味で、専門性をきちんと確保していく、そのことが保育園でいいますと、子供たちの本当に健やかな成長につながると思うんですが、その点はいかがですか、総務部長。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 保育園にかかわる点での御質問でございますので、もちろん保育園運営が円滑に適切になされなければならないことは言うまでもございませんので、そういう観点におきましてももちろん配慮すべき点は配慮するという考えでございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) だとするならば、調理が嘱託職員で行われているという部分については、非常に疑問視をいたします。食育の推進であ

るとか、食物アレルギーへの対応など、さまざまなことを考えれば、ましてや調理師も一緒になって子供たちと一緒に保育を行っていくという、そういったことが前提にあるわけですから、そういった意味で正規職員で対応すべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 調理師からの要望として、栄養士の指導をいただきたいという要望がございます。先ほども述べましたとおり、健康課の管理栄養士の指導を得られるように調整を図っているところでありますが、調理師につきましても有資格者をもちろん配置してございますので、安全面に心配はないと考えてございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) 私が言いたいのは、フルタイムの正規職員と嘱託職員、短いですよ、時間。それで対応できるのですかという部分なんです。限られた時間の中でさまざまなことをしなければならぬ。しかしながら、正規職員8時間ならできるかもしれない。嘱託8時間でフルタイムで働いてもらっていいんですか、というところなんです。ちゃんと対応できるのかと。食育といった部分においても食物アレルギーの部分についてもそういった意味できちんとした配置をしなければならぬと思うんですが、再度いかがですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 時間的な部分が十分かといった中身だと思いますけれども、そちらについてもやはり正規職員とのかかわりの中で当然ながらそこをカバーしていくといった部分はもちろんあると思いますし、そこについては何ら問題はないと考えてございます。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) 何かそういう話を聞いていると、子供の安全な食事よりも、総務部の定員適正化、その計画のほうが最優先課題なのか

なというふうにも聞こえてしまいますが、ぜひきちんとした保育が維持できる、そして今回改定になった指針、これがきちんと実現できる、そういった保育所になるべきだと思いますし、そのためにもそれなりの人員配置がなければ、それはできないことだと思います。この点については要望としておきます。

次に、保育士さんのスキルアップの部分、キャリアアップの部分なんですけど、体系的な研修を行っていますよということなんですけれども、聞こえてくるのはきちんとした体系的な研修というのは、本当になっているんですかね。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 先ほどの1回目の答弁で申し上げましたとおり、そういった体系的な計画的なものに基づいてやっているというふうに認識しております。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) とすると、この話何回やっても堂々めぐりになるので、ぜひ体系的に、計画的に、指針で言っているように本当に保育士さんたちの専門性を高めていかないと、このことが実現できないというふうに言われていますし、なっています。そこはきちんと当局の責任としてそういった研修ができるように、スキルアップできるようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、これからの公立保育園のあり方ですね。

先ほどの答弁ですと、ニーズに対応すると、ニーズがなくなれば公立保育園はなくなってもいいのかなみたいな答弁にも聞こえてしまったわけなんですけれども、そうではないと思います。その後の受け入れ困難な子供、障がいのある子供、そして親に対する支援ですね、そういったことが必要な子供さんもいらっしゃいますから、そういった部分をきちんと公立保育園が受け入れて他行政機関と本当に連携していかなければならないと、そこは思います。そこは充実をしていただきたいと思

うんですが、きちんと米沢市として公立保育園の新たなあり方、役割というものをきちんと計画していくべきだと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 新たな公立保育園のあり方についてということで、他市のほうでは効率的な行政運営を軸にして公立・民間保育園のそれぞれの役割だったり、経費面であったりということを整理した上で計画の策定に取り組んでいるようであります。

本市においても行財政改革に基づいて公立保育園1園を民間に移譲しております。また、待機児童の課題に関しましても公立保育園の定員数の見直しや民間立保育所の施設整備への支援についてまちづくり総合計画にのせ、受け入れ枠の拡充を計画的に行ってきたところであります。保育行政を計画的に進めるに当たっては、今後とも社会状況の変化であったり、保育ニーズの変化であったり、的確に捉えるということが重要でありますので、その上で先ほど述べた公立保育園の役割をもとに公立保育園のあり方についても検討を進めてまいりたいと思います。

○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) ほかの市町村で川崎市などではきちんと従来の保育園の機能、役割にプラスして「地域の子ども・子育て支援」の機能、「民間保育所等への支援」の機能、「公・民保育所人材育成」の機能ということで、新たに民間保育園への支援であるとか、人材の育成であるとかということが出されていますし、苫小牧市でもそういった「地域子育て支援の充実」であるとか、「保育の質向上」、そして「配慮を必要とする児童等への対応」ということが役割として挙げられています。

先ほど部長から検討していくということがあったわけですが、ここはしっかりと公立保育園としてどういった役割があるのか、そしてこう

いった使命があるんだ、その意義があるんだということを示していくべきだと思いますし、とりわけ米沢市、公立保育園たった2園しかありません。ほかの市町村は公立保育園が多かったりするわけなんですけれども、それだけ、前から言っていますが、ある意味で子供にお金を使わなかった米沢市というのが見えるわけで、そういった意味で公立保育園2園をきちんとした子育て支援の中核であるとか、保育の質のさらなる向上を図るための施設としての役割を与えるべきだと思いますが、その点再度いかがでしょうか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 役割については、先ほど御回答を申し上げたとおりでございますので、それを十分酌んだ中で対応していきたいと考えてございます。

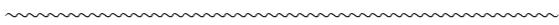
○島軒純一議長 小久保議員。

○18番(小久保広信議員) きちんとそこをやっていないと先ほど言いました保育士さんたちのスキルアップを図るとか、一番は保育士さんたちのやる気の部分がそがれていくのではないかという危惧をしております。よりよい保育をするには、保育士さんたち、それから保育にかかわる職員の皆さんのモチベーションがいかに高いところにあるか、そのことが重要だと思いますし、意欲がなければなおざりになってしまいますし、そういったことになれば子供たちが一番かわいそうなわけですから、そういった意味できちんとした公立保育園のあり方、役割について検討していただきたいと要望したいと思います。

そして、再度になりますが、キャリアアップの部分についてもさらなるきちとした体系化を図っていくべきだということを申し上げて10分ぐらい残りますが、市政協議会もございますので、以上で終わっていきたくと思います。

○島軒純一議長 以上で18番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩



午後 2時09分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、都市計画の見直しについて外3点、4番  
佐藤忠次議員。

〔4番佐藤忠次議員登壇〕（拍手）

○4番（佐藤忠次議員） 皆様、こんにちは。

さて、私の一般質問をさせていただきますが、  
その前に私的なことでございますが、一言皆さん  
に御報告申し上げます。

私も議員生活23年と6カ月過ぎました。今、マ  
スコミからいろいろ来春についての出处進退につ  
いて問われているところであります。そんなこと  
もありますので、私もいろいろと考えました。し  
かし、来春は、私は一応出馬しません。そして、  
若い人に譲りたいと思っておりますので、どうぞ  
よろしく願い申し上げます。大変にありがたう  
ございました。

それでは、一般質問させていただきます。

東北中央自動車道開通から1年有余過ぎました。  
道の駅米沢の入り込み数は、10月30日現在、130  
万人と予想を大幅に上回り、大変よかったと思わ  
れます。

平成27年作成の米沢都市計画総括図に道の駅の  
計画はありませんでした。これが急に、地元の強  
い要望と県議の先生方の政治力のおかげだと思っ  
ております。

今、都市計画の見直しが始まりました。私も都  
市計画審議会委員を拝命しておりますが、なかな  
か意見を述べる機会がありません。それで今回一  
般質問をさせていただきます。

1つ、都市計画の見直しについて。

（1）東北中央自動車道を生かしたまちづくり

構想はどのように考えておられるのかお聞きいた  
します。

（2）コンパクトシティを目指している米沢  
市では、郊外に大型店舗の規制は今もあるんでし  
ょうか。条例としてあるのでしょうか、お聞きし  
ます。

（3）新たに東北中央自動車道沿線に産業団地  
か商業団地を造成する考えはありますか、お聞  
きします。

高速道路開通のおかげで、オフィス・アルカデ  
ィアはほとんど満杯になったようです。しかし、  
八幡原中核工業団地には10ヘクタールの未分譲地  
と未造成地があります。都市計画総括図では、工  
業専用地域に指定されています。

（4）米沢八幡原中核工業団地の一部を用途変  
更するお考えはないでしょうか、お伺いします。

また、未造成地については、道路計画がなされ  
ておりません。これでは絵に描いた餅です。本当  
に開発される計画があったならば東北中央自動車  
道のトンネルの残土で造成できたのではないかと  
今もって悔やまれるのであります。

今、フル規格の奥羽新幹線運動が始まりました。  
板谷峠に長大トンネル23キロと公表されています。  
ぜひこの場に合わせてこの残土を活用して未造成  
地を開発したいものです。

（5）米沢八幡原中核工業団地の道路と下水道  
計画についてお伺いします。

11月13日の読売新聞に、「水道事業統合に補助  
金 来年度から広域化で経営強化」という記事が  
載っていました。

2、水道事業の広域化についてお伺いします。

1つ、広域化で経営強化になるのでしょうか、  
お伺いします。

（2）どの自治体との広域連携を考えておられ  
るかお伺いします。

次に進みます。

最近、消防団員不足が聞かれます。

3、広域消防と消防団の連携についてお伺いし

ます。

(1) 広域化から数年経過していますが、本市の財政負担は軽減されたのでしょうか。

(2) 消防団の統合や広域連携などの見直しの考えはあるのでしょうか、お伺いします。

次に進みます。

米沢市には今、水田利用型大型酪農が事業開始しました。総事業費30億円、飼育頭数1,500頭、従業員50名、まさに搾牛工場です。ぜひ成功していただきたいものです。

4、畜産振興についてお伺いします。

1つ、米沢牛振興の今の問題点をお聞かせ願います。

米沢牛は、雌牛の未經産牛に特化されておるので、素牛導入には大変苦勞されております。

(2) 養豚業の今の問題点はどのようになっていのでしょうか。特に悪臭問題などをお伺いします。

(3) 畜産団地構想の考えはないのでしょうか。

10月下旬の産業建設常任委員会協議会終了後に委員有志で八幡原中核工業団地の未造成地を見聞しました。委員会の政策提言にも加えさせていただいたところでもあります。ぜひ畜産団地の造成をお願いし、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

[杉浦隆治建設部長登壇]

○杉浦隆治建設部長 私からは1の都市計画の見直しについてのうち、(1) 東北中央自動車道を生かしたまちづくりの構想は、(2) 大型店舗の規制は今もあるのか及び(5) の米沢八幡原中核工業団地の未造成地の道路と下水道計画についてお答えいたします。

初めに、(1) 東北中央自動車道を生かしたまちづくりの構想ではありますが、昨年東北中央自動車道福島-米沢間が開通し、本市が全国の地域と直接高速道路で接続されたことで、これまで以上に地域間の連携、交流ネットワークの拡大や企業の進出、物流量の増加などに加え、観光客の誘客

といった経済の活性化が推進されているものと思っております。

また、今年度南陽高島-山形上山間も開通の予定でありますことから、さらなる交流人口の拡大が予想される場所でもあります。これらの高速交通網の整備に伴い、本市が交通の要衝としてこれまで以上に発展することが期待される中、特に東北中央自動車道周辺の土地利用に関しましては、その利用方法によっては開発ポテンシャルを有しており、本市にとって大きな経済効果を生む可能性があるものと考えているところであります。

一方、特にインターチェンジ付近の土地利用の形態は、優良な農地に囲まれ、農業振興地域の網もかかっているといった状況がございます。こういった状況を踏まえ、開発を進める場合には解決しなければならない課題も多々あり、さまざまな分野で議論や調整が必要となってまいります。

今年度から都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定を行ってまいります。この中でも広く御意見をお聞きしながら将来を見据えた東北中央自動車道を生かしたまちづくりのあり方について検討していかねばならないと思っております。

次に、(2) の大型店舗の規制は今もあるのかとの御質問にお答えいたします。

大型店舗の立地の規制に関しましては、平成10年度から12年度にかけて制定されました、いわゆるまちづくり三法に基づき一定の立地制限のもと、多くの地方都市が中心市街地活性化に向けた取り組みを講じる一方で、大型店舗の郊外への立地などの影響による中心市街地の衰退に歯どめをかけるため、平成18年度に大型店舗等の立地に関する新たな制限等を定めた改正法が制定されたところであります。

この改正法において、大規模集客施設が立地した場合の影響が大きい準工業地域については、特別用途地区の活用により自治体独自の制限を加え

ることについての方針も示されたところであります。これを受け、本市におきましては、米沢市大規模集客施設制限地区建築条例を平成23年度に制定しております。具体的な内容としましては、用途地域の種類の一つである準工業地域において店舗や飲食店などの集客施設については床面積の合計が1万平方メートルを超える場合に、建築制限が適用されるものであります。この条例により床面積の合計が1万平方メートルを超えるような大型店舗は引き続き制限の対象となっているところであります。

次に、(5)の米沢八幡原中核工業団地の未造成地の道路と下水道計画についてであります。工業団地北側の工業専用地域の飛び地につきましては、以前にもお答えさせていただいておりますとおり、未造成地の一帯が湿地帯となっており、地盤が軟弱なことなど、地形状況の影響により用地の活用を図ることが難しい状況から、当時の開発事業主体であった旧地域振興整備公団においても造成工事に着手されずに当該地は市に移管された経緯があります。

そのようなことから用地を活用するとした場合でも造成の費用が相当多額となることを見込まれることから、現在においては具体的な造成などの計画がない状態となっております。

御質問にあります道路や下水道の整備につきましても、造成等の計画がない現状においては実現は難しいものと考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

[菅野紀生産業部長登壇]

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の都市計画の見直しについてのうち(3)の東北中央自動車道沿いに新たに産業団地を造成する考えはないのか及び(4)の米沢八幡原中核工業団地の一部用途変更について、4番の畜産振興について答弁させていただきます。

初めに、都市計画の見直しについてのうち(3)

東北中央自動車道沿いに新たに産業団地を造成する考えについてお答えいたしますが、まず新たな産業団地の造成につきましては、先ほどの中村議員からの質問に対する答弁と一部重複しますが、近年、企業の立地が順調に進んでいることにより、分譲地が少なくなっていること、また今後においても安定した雇用の確保、市民生活の向上を図るためにも、議員お述べのように、将来を見据え、利便性の高い東北中央自動車道沿線も視野に入れながら新たな産業用地を確保しなければならないと考えております。しかしながら、産業用地を造成するためには多額の投資と長い年月が必要となることに加え、人口減少による労働力不足など、さまざまな大きな課題もあることから、今後の見通しなど外部有識者から意見をお聞きし、新たな産業団地を造成する際には民間活力の導入による団地整備といった手法も考慮し、社会動向も踏まえながら、さまざまな可能性について調査、研究させていただきたいと考えております。

次に、米沢八幡原中核工業団地の未造成地を含めた用途変更についてですが、米沢八幡原中核工業団地は、都市計画法の用途指定により団地の造成に際して周囲が緑地等に囲まれた工業専用地域と住宅地等に隣接する区域を準工業地域として整備がなされたもので、これまでの分譲はその用途制限を基準に工業専用地域には製造業を中心とする工場等を誘致してきました。

工業専用地域は、工業の事業活動を増進するための地域で、振動や騒音など、規制等が緩和されており、危険物を取り扱う企業も少なくありません。未分譲となっている用地は、こうした工業専用地域内に点在していることから、地域内の一部を用途変更することは既存企業への立地環境、条件を抜本的に変えるものと捉え、未分譲地の用途変更は考えていないところであります。

なお、今後とも東北中央自動車道へのアクセスの利便性、ものづくり産業を支える市内企業や山形大学工学部の存在など、米沢の強みを積極的に

情報発信し、米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディア未分譲地はもとより、市内工業団地や空き工場への企業誘致を推進してまいります。

次に、4の畜産振興についてお答えいたします。

初めに、(1)の米沢牛の振興の問題点はについてであります。全国的に肉用牛繁殖農家が減少してきていることから、肥育素牛となる子牛自体も減ってきている状況であります。それに伴い子牛価格の高騰も続いており、肉用牛肥育農家の経営は非常に厳しい状況になってきています。特に米沢牛は黒毛和種の未経産雌牛と定義し、雄の去勢牛は肥育対象から外れるため、素牛については県外からの導入に頼るところが大きく、大変苦労されているのが現状です。

また、飼料費に関しましても、以前から高い状況が続いており、経営を厳しくしている要因の一つでもあります。

次に、これは畜産農家に限ることではありませんが、やはり後継者不足により、これからも続けていけるのかという不安を抱えている方々も数多くいらっしゃることも事実であります。これらのことは、米沢牛の産地である置賜3市5町に共通した課題でありますので、現在協議を進めております定住自立圏構想の中でも取り上げており、今後とも置賜3市5町や県、JAなど、関係団体が密に協議、連携を図りながら米沢牛の振興に努めていきたいと考えております。

次に、養豚業の問題点はについてお答えいたします。

養豚事業所では、これまで臭気対策として講じてきた堆肥化工程の一部中止や縦型コンポストへの脱臭装置の設置、そして平成25年2月までに飼養頭数を約半数に減らしたことにより、臭気の拡散する範囲は確実に狭まってきております。

現在は、畜産における臭気対策の専門家である一般財団法人畜産環境整備機構畜産環境技術研究所に改善方策等の指導を受けながら、継続して臭

気発生改善に努めており、昨年5月から6月にかけて縦型コンポストの脱臭装置を改修するとともに特ににおいの発生が強い交配舎や子豚舎の換気扇周りの改修も行ったところです。

また、ことしは農場及び農場周辺の現地確認や臭気の測定を行い、改めて今後の改善策などの指導を受けたところです。

しかしながら、いまだに風向きによって近くにお住まいの皆様にお迷惑をおかけしている状況にあります。このため、これからも定期的に農場周囲と近隣地区の臭気の状態を確認し、養豚事業所には農場の各施設の適正な維持管理等の徹底もあわせて引き続き指導してまいります。

次に、畜産の団地化の考えはないのかについてお答えいたします。

畜産団地については、場所の問題は別としても米沢牛の関係団体からも団地化は必要という要望をいただいております。さらに議会からも「米沢ブランド戦略の推進に向けた政策提言書」の中で提言いただいております。必要性は本市としても認識しているところです。

現在、定住自立圏構想の中でも米沢牛生産基盤強化事業として繁殖・肥育センターの設置構想を掲げており、置賜2市5町や県、JAなどとの協議を重ねている状況であります。

また設置主体や運営方法、そして環境上問題のない適切な場所が確保できるか、また、防疫上の課題など、検討しなければならない項目は多々ありますが、米沢牛の生産基盤の強化のためにも前向きに検討していきたいと考えております。

なお、議員からは八幡原中核工業団地の未造成地を利用できないかとの御提案をいただきましたが、当該地につきましては、先ほど建設部長からの答弁にありましたように、地盤が軟弱であることから造成には多額の費用を要することが予想され、また近隣の企業などにさまざまな影響が出ることも懸念されるため、畜産団地の建設は難しいものと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

[宍戸義宣上下水道部長登壇]

○宍戸義宣上下水道部長 私からは、2番の水道事業の広域化についてお答えします。

初めに、広域化で経営強化になるのかの御質問ですが、水道事業は、全国的に人口減少などによる水需要の減少に伴う水道事業収益の減少によって事業の経営が厳しくなってくることに加え、水道施設の老朽化による更新費用の増加などにより厳しさを増してきております。

このことから、国では以前から広域連携などによる経営基盤の強化を推進していますが、今般の新聞報道などによりますと、来年度から県を調整役に水道事業の統合を進める方針を固めたとされております。

広域化のメリットには、施設の統廃合や共有化などによるコスト縮減、いわゆる人材、資金、施設、情報、水資源などの経営資源の共有化と効率的活用やスケールメリットを生かした事業運営により技術の継承を含めた運営基盤の恒久的な維持向上と水道利用者への均一で質の高いサービスを安定的に供給することが可能とされておりますので、事業の広域化は経営強化につながるものと認識しております。

次に、どの自治体との広域連携を想定するのかの御質問ですが、本市の水道事業は、現在は良好な経営状況を保っておりますが、他の事業体同様、将来的には単独での経営は厳しい状況が予想されることから、平成28年度末に策定しました米沢市新水道事業ビジョンにおいても広域化の調査研究を行うとしております。

今年度、県食品安全衛生課が主催し、置賜3市5町及び県企業局で構成する置賜圏域水道事業広域連携検討会が設置され、広域連携による経営基盤の強化について検討していくことになりました。

また、置賜定住自立圏形成協定においても圏域内水道の広域連携等の検討について項目に挙げら

れております。

どの自治体との広域連携なのかについては、これから検討していくこととなります。置賜圏域内でどのような広域連携がよいのか、置賜全域がよいのか、東南置賜2市2町と西置賜1市3町か、あるいはそのほかの組み合わせがよいのか、さまざまなシミュレーションをしながら検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

[堤 啓一市民環境部長登壇]

○堤 啓一市民環境部長 私からは、3の広域消防と消防団の連携についてにお答えいたします。

初めに、広域化から数年経過しているが、本市の財政負担は軽減されたのかについてお答えいたします。

平成24年4月に東南置賜2市2町の常備消防が広域化し、置賜広域行政事務組合消防本部として発足して7年目を迎えました。

常備消防につきましては、消防10カ年整備計画により、広域化による効果的な消防体制の構築や施設整備費、資機材の維持管理費の平準化と縮減が進められております。また、消防本部では、効率的な職員配置が可能となったことから、広域化当初の消防職員226名体制から計画に基づき8名を削減し、現在218名体制となり、人件費の削減にも努めているところです。

広域化以後、旧4消防本部の通信指令系統を1つに統合した高機能消防指令センターの整備、消防救急無線のデジタル化を行ったほか、車両の更新、高島消防署、米沢消防署城西分署、南陽消防署を整備し、川西消防署の耐震補強工事を行っておりますが、これらの整備に対しては有利な起債を積極的に活用することによって財政負担の軽減が図られております。

公債費を除く常備消防の運営費につきましては、広域化前後の財政負担を比較いたしますと、計画的な施設設備の更新や整備により消防力の強化に

努めたことから、広域化後は一時的に費用が増加しましたが、平成29年度の決算額は、広域化前の平成23年度の決算額を下回っており、広域化の効果が出始めているのではないかと考えております。

今後も定期的に財政負担の状況を検証していきたいと考えております。

次に、消防団の統合や広域連携などの見直しの考えはあるのかについてお答えいたします。

本市消防団の団員数につきましては、近年条例定数に満たない状況が続いております。

消防団は地域消防力の中核であり、欠くことのできない代替性のない存在であることから、団員の確保については分団ごとに力を入れているところであります。

また、消防団員の処遇改善のため、装備品等の充実を図り、活動しやすい環境づくりを進めているところです。

しかし、周辺地区によっては若者が減少し、新入団員もなかなか確保できない分団もあり、1つの班で2カ所のポンプ庫を管理するところもあるなど、見直しの必要が出てきているところです。このため、今年度消防団に対し、見直し検討委員会の立ち上げを依頼したところであり、今後市内のポンプ庫の位置図の作成、班長以上の団員に対するアンケート調査を行った上で、組織や施設等の見直しとあわせて要望の高い軽トラックの導入などについても検討したいと考えております。

次に、消防団の広域連携についてですが、消防団は消防組織法を根拠に条例、規則により定められており、各自治体単位で活動しております。しかし、広域化後にあっても消防署と各市町の地域に密着した消防団との緊密な連携は確保されており、日常業務においても訓練指導を初め、消防署と消防団が連携し、地域密着性を生かした細やかな巡回広報を実施しているところです。

また、火災現場活動では、現場指揮本部と消防団現地本部が隣接して設置されることから、地元の水利に精通している消防団員の消防水利の確保

協力や迅速な情報の共有により、消防本部と消防団が協力連携した消防活動を行っております。

2市2町の消防団による広域連携については、南陽市で平成25年と平成26年に2年連続で豪雨による被害を受けた際、山形県消防協会東南置賜支部の支援活動として米沢市、高島町、川西町の各消防団が復興支援として被災ごみや土砂の撤去、家財の運び出し等を実施しております。

今後も連携して支援できる部分については、積極的に活動できる体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) 御答弁大変ありがとうございました。

かつて私が農業委員をやっておったころ。千葉県に印旛沼があります。それが見事な水田に変わっておりました。どうしてこの印旛沼が埋まったんですかと聞いたら、東京の地下鉄工事の残土をもって開発したんだとお聞きしました。また、私が初めて市議会議員をさせていただきましたとき、初めての質問が八幡原中核工業団地から抜ける未造成地の道路ができないかということを質問させていただきました。

今、部長から答弁があったように、確かにあの辺は湿地帯も多いです。

話は飛びますが、ヘリポート脇の遊水池、あそこは米沢市の下水道工事の残土で埋めたんじゃないんでしょうか。恐らく10年ぐらいかかっておりますが、3町歩近く立派な平地になっております。私はあそこを何とか活用してパークゴルフ場ができないかということを質問させていただいた経過がございます。

そんなことで、あの未造成地は決して造成できない場所ではありません。なぜ私がああ道路を早く切れと言ったのかは、高速道路の栗子トンネルの残土で埋められるのではないかなと私は思っております。それが残念ながら道路がないのでそ

んな計画もないということで頓挫になった経過がございます。

先ほど壇上で、何年後になるかわかりませんが、新幹線の板谷峠ですか、23キロの。恐らくトンネルの残土が出ると思います。それを使って再度あの未造成地を造成できないものかどうかお伺いします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 先ほど申し上げましたように、産業部としましてもやはり用地の有効活用というのは考えるものの、あの用地につきましては、非常に課題が多いということで造成は難しいと判断しております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番（佐藤忠次議員） そんなにやる気がなかったら……。国では市に移管するとき、緑地にしないと言われたということを私は聞いております。それを緑地にしないで道路も計画なくて、ただもの工業専用地域という10町歩近くが今も図面に残っております。どうしてですか。する気がなくてあの図面を残しているんですか。お聞きします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 確かに議員御指摘のとおり、工業専用地域として図面、飛び地のほうが残っているところがございますが、当時としてやはり工業団地、現在地のところから道路を切るとなると、トンネル形式、あるいは大規模な掘り割り形式でいかなければならないと。あるいは先ほど答弁させていただいた湿地帯であるというようなことから造成までは至っていないというふうにお聞きしているところがございます。そういったところからまだ用途の地域指定はなっておりますけれども、造成には至っていない土地であるというようなところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番（佐藤忠次議員） 今回は都市計画の見直しということで質問させてもらっております。そんなことで、今後もあの未造成地は工業団地として

残しておかれるつもりでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 やはり今後の土地利用というところは現在マスタープランの見直しもやっておりますし、さまざまな観点で検討していかなければならないと思っているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番（佐藤忠次議員） ありがとうございます。

今後とも残すというならば、やはり道路と下水道の計画だけはのせておいてください。都市計画道路として。何も今すぐやったらどうですかということではありません。恐らくチャンスが来ます。先ほども言いましたが、フル規格の新幹線のトンネル工事なんかで恐らく残土の埋立地が必要になってくると私は思います。ぜひあの道路計画だけは残していただければと思います。

次に移ります。

かつて北インター周辺に大型店舗の申請があったということがあったと思います。私もちょっと携わらせていただきました。市はあの当時、農業振興地域であるということを利用して断られました。恐らく大型店舗の件もあったかと思えます。しかし、これではいつまでたってもあの辺は開発できないと思います。確かに農業振興地域ではございますが、市、公共団体が関与することによってそれを解くことができるのではないのでしょうか。例えば、道の駅は都市計画にはなかったんです。それが市の公共事業だということで、農振はただいつきに解いていただきました。そんなこともございます。恐らく産業団地とか商業団地を市がやればそこに商業の関係の企業を張りつけられるのではないかと、そんな気がします。いかがでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 ことし3月の櫻田門の代表質問でもお答えしたところであります。その3月その後に道の駅米沢がオープンしまして、御承知のとおり、非常に多くの方にいらっしやっ

いただいているというような状況がありまして、私どものほうも非常にこのインターチェンジ周辺、北インターも含めてであります。そちらのほうは米沢市の発展に、地域の発展に大きく寄与できる可能性を含んでいるというところを改めて認識しております。農振除外とか、さまざまな課題はございますが、今後将来の新たな土地の有効活用を検討すべきであるというようなところで、現在、そのような考えを持っているところでございます。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) ありがとうございます。

ぜひ、いつときも早い有効な方法で開発していただきたいと思います。

福島県の、きのうの相田光照議員の質問にもあったようですが、大笹生インター周辺には大規模な産業団地造成の計画があると聞いております。中央インター周辺にも実はいろいろ民間で商業施設やらトラックヤード、前にも質問したと思いますが、そんな動きがあるやに聞いております。とにかくいつときも早く民間活力を最大限に活用することが米沢が生き残れることだと思います。大笹生やまた今度できる高畠一上山間のところにもスマートインターですか、なども計画されていると聞いております。いつときも早く米沢が率先して、そういう民間の活力を入れていかなければ本当に米沢がストロー現象ですか、そうなる、恐らくどんどん人口が減るのではないかと危惧します。どうかそういういつときも早い民間の活力を取り入れられるような何か施策を講じていただけないでしょうか。市長にお伺いします。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 高速道路も開通しまして、道の駅もできて盛況いただいていると。そういった中で、これからの米沢市の土地利用を考えてみた場合に、今議員がお述べになる部分も含めてやっぱり最大限に民間活用もしながら、連携しながら取り組んでいかなければならないものと、このように考えておるところであります。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) ありがとうございます。

いつときも早く計画を練って、そしてほかに負けない、アメリカのトランプではないですが、やはり米沢第一です。何とか頑張ってよりよい米沢をつくりましょう。

それでは、南部土地区画整理事業がかつて計画されておったと思います。もちろん地元の反対から頓挫しています。ぜひいつときも早く都市計画道路万成線を完成させたいものだと思っております。

それで、ちょっと奇妙に思っているんですが、万成線の途中に市の所有している土地が5万坪ぐらいあると聞いておりますが、これはどういう経緯で、そして今後どのように生かしていられるかちょっとお聞きします。

○島軒純一議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今現在の現状をまず申し上げますと、土地開発公社の名義で今現在49筆で約5ヘクタールの土地がございます。そのうち登記の地目が田んぼの土地が約4.8ヘクタールほどございますけれども、それにつきましては、条件つき所有権移転仮登記となっております。維持管理につきましては、現在、以前の所有者といえますか、登記上は仮登記でございますので公社名になってございますが、所有権はまだ移転しておりませんので、所有者が水田として耕作をしております。

それから、それ以外のところにつきましては、地目は原野でございますので、その部分につきましては、維持管理については土地開発公社が維持管理を行っているところでございまして、今後のこの用地の方向性につきましては、現時点では何も決まっております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) 私もあの当時、土地区画整理事業というとき、私も議員しておったので大体わかりますが、本当にあのときなっていれば今

ごろとつくに万成線も完成しておったのではないかと、非常に残念に思っております。

それで、その今5ヘクタールの市有地があるということで、何も計画されていないということで、はちょっと残念です。ぜひいつときも早い万成線を完成させるためにどうすればその土地を生かせるか、例えば産業団地でもいいと思います。何かはっきりした計画を持ってぜひいつときも早い都市計画を立てていただきたいということを要望し、何か返答があればもう一度お願いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいまの保有土地の活用についての考えでございますけれども、議員御承知のとおり、現状におきましては、道路や雨水排水などのインフラが不十分というようなところで、それを整備していくには多額の費用と長い期間がかかるということで、現時点においては本市単独での土地活用は困難な状況ということがあります。そういったことから、お話があったとおり、県事業であります都市計画道路万世橋成島線の整備実現が必要不可欠であるものと考えているところでございます。そのようなことから、早期着工、整備を強く求めていくとともに、その進展状況を見きわめながら、保有土地の活用やその手法について検討していく必要があると思っております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) いつときも早い計画を練って、ぜひ着工に移っていただければと思っております。

次に移ります。

きのうの質問でしたか、相田光照議員の質問の中で、サイエンスパーク以外の用地が残り少なくなって、オフィス・アルカディアはもう100%決まったも同然だと言われておりました。

それで、私、提案でございますが、先ほどの第1の質問で用途変更を出してきました。あのちょうど6ヘクタールの工業用地、あそこの八幡原公

園の道路を挟んで南側にある土地でございますが、あそこはなかなか決まりません。なぜでしょうか。それはいろいろ考えがあると思いますが、あのような立派な土地がなぜ決まらないかといえば、私は用途変更がなされていない、工業専用地域だからだと思っております。なかなか周辺が工業だからあそこだけを抜くということはできないと言われておりますが、ちょうど道を挟んで向かいの西方スタンドがございますが、あの辺は準工業地域になっております。だから、ああいうガソリンスタンドなんかも可能だと思いますが、ちょうどすぐ近くなんです。あの用地を恐らく準工業用地にして、いうならば、真ん中に道路でも切って、そして細分化して分譲したならばすぐ決まると思いますよ。本当に。どうでしょうか。用途変更の考えはありませんか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 分譲のための御意見ということで承りたいと思っておりますけれども、確かにまだ6ヘクタールの一番広いエリアとして残ってはございます。分譲はまだでございますけれども、現在何社かから現地を視察いただいたり、御相談をしていただいたりしているケースもございますので、そういった案件もございますので、まずは現状のまま用途変更はせずに分譲のほうに努めてまいりたいと考えております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) 今言った6ヘクタールの北側、道路4車線がございます。これも都市計画道路でございますが、木和田橋のほうに向かってございますが、あの都市計画道路がいまだもって残土といえますか、4車線の用地があるんですが、あれがそのままの状態が残っております。なかなか維持管理にも残土が残っているということは大変だと思います。そんなことで、さっきも言いましたが、その八幡原中核工業団地の未造成地にあの残土を持っていけば、あれもすぐ4車線にさせていただけるのではないかと、そんな思いもし

ます。そして、その沿線を準工業地域にすれば、民間で開発していただけますよ。そういった考えはないのでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 現在、市道でいえば万世上郷線、途中で4車線のところを2車線に、お話のとおり残土のほうも出るところであります。その4車線については、やはり4車線にするには一定程度の交通量が必要になってまいります。そういったことから、東北中央自動車道も開通いたしました。そういった流れを見ていかなければ、なかなか4車線というようなところは、そういった状況を見ての判断だと思っております。

また、路線について準工業の指定というようなお話がありましたけれども、農業振興地域の兼ね合いや、あるいはこれからの企業立地の張りつきの状況など、さまざまな視野で考えてみる必要があると思っておりますので、その辺は十分研究させていただきながらやっていきたいと思っております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) さっき私も今期でやめたいと申しあげましたので、何かきもめてきました。本当に全くやりたいことがいっぱい、お願いしたいことがたくさんありまして、若い皆さん方で今後はいろいろ守っていただけたとは思いますが、本当に何かこれもやってもらいたい、あれもやってもらいたいということが本当にあります。しかし、まずわかりました。

それでは、質問を変えます。

私も米沢牛を飼っていた一人でございます。やはり私は、実は一時は米沢牛70頭ぐらいまで飼った経緯がございますが、なかなか素牛が高かったこと、そしてまたいろいろなことで全く残念ながら経営をやめてしまいました。その思いもありますので、ぜひ今飼っている米沢牛の飼育農家には頑張ってもらいたいと思っております。

とにかく米沢牛、今は未経産の雌牛限定になっ

たということで、先ほども申しましたが、素牛の購入が非常に大変になったと思います。それで、私の一つの提案でございますが、どうでしょうか、酪農家も雌牛でなければ乳は搾れません。しかし、今受精卵移植ということがやっておられますが、それを米沢牛の素牛のために受精卵移植を導入されるというか、今県内でいろいろ試験をやっておられると思いますが、実用化はされているのでしょうか、お伺いします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市でもかつて受精卵移植について事例がありまして、現在も一部そういうふうにされている農家があるというふうに向っております。

○島軒純一議長 佐藤忠次議員。

○4番(佐藤忠次議員) ぜひ検討していただきたいと思っております。

時間もありませんので、もう一つだけお伺いします。

それから、素牛、米沢牛のなんです、一番はやはり飼料代もかかるんです。恐らく3年間飼えば恐らく四、五十万の飼料代がかかるんじゃないかと思っております。そんなことで、飼料代の軽減というか、それができるかどうかはわかりません。ここに専門家の伊藤精司さんもおられますので、私はかえって伊藤さんに聞いたほうがいいと思っておりますが、今、飼料米を使ったもみ米サイレージというのがあります。それを、肥育には適さないと言われると思いますが、繁殖牛などには使えるのではないかと思います、その辺の研究というか、そういうことはわかるものでしょうか。ちょっとお伺いします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 飼料代削減に向けて、もみ米サイレージということでの御意見かと思っておりますけれども、現在既に米沢牛の肥育でも使用されているような状況ですので、そういった部分では飼料代の削減に役立っているかと思ってお

ります。

○島軒純一議長 以上で4番佐藤忠次議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休 憩

~~~~~

午後 3時18分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、猿害対策の強化について外5点、20番我妻徳雄議員。

〔20番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○20番（我妻徳雄議員） 市民平和クラブの我妻徳雄です。

私は、2003年にJRの職員から米沢市議会議員にさせていただきました。そして、現在4期目の任期を務めさせていただいております。

私たちの抱える身近な悩みや困難が社会的、政治的構造に起因していることを強く感じています。地球温暖化、環境の悪化、災害の増大、格差の拡大、介護の大変さ、子育ての悩み、老後の不安、住宅の不備、長時間労働、職場での苦闘と苦悩などなど、安心して暮らすという当たり前のことがこれほど難しいことなのか、今さらながら感じざるを得ない日々です。

さて、今任期も残すところ4カ月余りとなりました。そこで、今任期の私なりの総括ということ

で、今回の一般質問を組み立てました。よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、猿害対策の強化についてお尋ねします。

吾妻の山並みも雪をいただき、里の畑では秋野菜の収穫もほぼ終わり、冬本番を迎える準備ができ上がりました。我が家の猫の額ほどの家庭菜園でも、先日白菜と大根を収穫しました。手前みそですが、ことしはなかなかのできたっと思っ

ています。さて、例えばこの大根ですが、小さいうちは土の中から姿を見せませんが、成長するにつれて土から顔をのぞかせ、徐々に白い姿を見せてくれるようになります。そして、いよいよあした収穫するかなと思っていると、きょう猿が出てきて、畑の大根を根こそぎ食い荒らしていくわけです。猿知恵というか、賢いというか、猿は大根の収穫時期がわかっているようです。

中山間地では、猿の被害をなくすためにさまざまな努力を重ねてきました。例えば、田沢地区では集落周辺の樹木を伐採し、猿が身を隠す場所をなくすようにしてきました。バッファゾーンを設けて見晴らしをよくし、猿が容易に畑などに近づけないようにしています。また、電気柵を設置しているところもふえてきました。柿の木も大分伐採が進みました。しかし、猿被害はなくなりません。いや、むしろ拡大、エスカレートしている感さえあります。

最近では、人と遭遇しても猿が逃げていきません。大人の男性が石などを投げて本気になって追い払いをしないと、そこにい続けることもしばしばです。花火で威嚇しても届かないところまでは後退をしますが、そこから逃げていきません。逆に女性や子供に対して猿が威嚇することもたびたび起きているようです。電気柵は一定の効果があるようですが、それもいつまで通用するかわかりません。私はここまで猿被害が拡大、エスカレートすると、従来の方法だけではとめられないと思

います。本市を挙げての大胆な対策が必要と考えます。

そこで改めて市長にお尋ねします。

中川市長は、被害の現状をどのように認識しているでしょうか。そして、その対策をどのように考えておられるでしょうか、お尋ねします。

猿被害が拡大し狂暴化してくると、今まで以上に適正な群れ数と頭数の管理が必要だと思えます。そのために三重県伊賀市で実績を上げている大型おりによる一斉捕獲を提案しました。この大型おりによる一斉捕獲について、本市はどのように考えているのでしょうか、改めてお尋ねします。

次に、大項目の2点目、森林資源の有効活用についての質問に入ります。

松枯れ、ナラ枯れ被害がなかなか終息に向かいません。

一般的にナラ枯れは、カシノナガキクイムシという昆虫が特定の病原菌を媒介することで起きる伝染病です。カシノナガキクイムシが生きている木の幹に穴をあけて潜り込み、そこで産卵します。その際に病原菌を体につけて持ち込みます。この菌が幹の内部で繁殖するとその木は水を吸い上げられなくなって枯れてしまうとされています。

松枯れの病気のメカニズムもナラ枯れと似ています。マツノマダラカミキリという昆虫がマツノザイセンチュウという病原体を媒介するものですが、このセンチュウに感染すると松の樹液の上昇が妨げられ枯死するものとされています。

一方で、ナラ枯れ、松枯れを引き起こす要因が酸性雨、酸性雪の影響によるところが大きいのではないかとの説もあります。山に入ると、ナラ枯れの木をなぜか風の通りのよい尾根沿いで多く見かけます。カシノナガキクイムシとの関係が原因だとすれば、風の通り道にナラ枯れが集中するのは不自然です。そこで本市の酸性雨、酸性雪の状況とその傾向についてお尋ねいたします。

次に、被害木の有効活用について伺います。

山形県の森林病虫害等のまん延を防止するため

の命令によりますと、森林病虫害が付着している伐採木などの移動は、原則禁止されています。現在は、伐倒薫蒸処理や伐倒処理をした被害木は、処理した場所に置いたままとなっています。しかし、岩手県は、チップや燃料として利用する場合であって、直近の6月20日までに破碎や焼却等の処理を行う場合は、さまざまな手続が必要ですが、移動し利用が可能だとしています。ナラ枯れを伐採し、森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。本市もナラ枯れ、松枯れを利用できるように対策が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

次に、大項目の3点目、米沢市立病院の将来像についての質問に入ります。

米沢市立病院の医師不足は、救急対応等も含めて大変深刻な問題です。同時に看護師や薬剤師などの医療従事者も不足しています。市立病院の建てかえが順調に進んでも新病院の開業は2023年秋の予定です。それまで5年もあります。地域の医療は待たなしです。それまでの医師、看護師などの確保策をどのように考えているでしょうか、お尋ねいたします。

次に、看護職場の職場環境の改善について伺います。

ワーク・ライフ・バランスが重要視されている中で、市立病院の看護職場では、夜勤回数が大分多くなっているようです。そして、職場環境もなかなか厳しいとお聞きをしています。

先ごろ、山形県医療労働組合連合会は、2017年度看護職場の労働実態調査結果を発表しました。これは、県医労連に加盟している病院全体の統計ですが、72.2%の方が健康不安を訴えています。また、疲れぐあいでは、疲れを感じないと答えた人はわずか0.9%です。疲れが翌日以降まで残るとの回答は73%にも及びます。仕事をやめたいと思っている方は、実に74.8%です。一方、仕事にやりがいがあるとの回答は66.9%でした。つまり、仕事にやりがいを感じつつも体に疲れがたまっ

かなか厳しいということだと思います。恐らく米沢市立病院も例外ではないと思います。医療従事者を確保するためにも一層の職場環境の改善を図り、やめることのない職場づくりが必要ではないでしょうか、本市の見解をお聞かせください。

次に、大項目の4点目、市道の長寿命化についての質問に入ります。

高度成長時代に多くの幹線道路が舗装整備されました。その多くの道路が年数の経過や交通量の増大とともに舗装の劣化が進んできています。また、生活道路においても経年に加え、農道から市道に移管された路線も数多くあることなども影響し、車社会における交通量の増加に伴い、年々道路の劣化が進んできています。このままでは道路施設の老朽化が進行し、将来的に大きな財政負担の発生が集中する懸念があります。

市道については、将来を見据えた管理計画が策定されていません。将来の費用及び対策状況を把握し、損傷の程度が深刻化する前に対策を講じなければなりません。安全・安心の確保と維持管理コストの縮減、予算の平準化を進める必要があると考えます。将来を見据えた道路舗装長寿命化計画の策定が必要ではないでしょうか、本市の見解をお聞かせください。

幹線道路については、ひび割れ率とか、わだち掘れ率、それから陥没の状況、段差の状況などを勘案して、これらを客観的数値で示すことが必要です。計画的に補修等を実施するためには、道路補修の目安、指標の設置が必要ではないでしょうか。そして、その数値により補修を進めるシステムをつくる必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、大項目の5点目、雪対策の強化についての質問に入ります。

2015年6月議会に北海道美唄市を例に間口除雪の実施を提案しました。

美唄市は、克雪を定住人口拡大のための重要施策と位置づけて、間口除雪を実施しています。70

歳以上の高齢者宅で所得に応じて1シーズン1万円から2万4,000円を負担すると、道路除雪後に別の重機で間口を除雪するシステムです。

私は、この間口除雪システムが地域に住み続けるために大変効果があると考えています。実施した場合の戸数や経費等のシミュレーションは行っていただいたのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、除雪費の単価について伺います。

これについては、2点提案をしました。除雪量や除雪時間などを考慮した除雪単価にすること、また、高島町などで効果が出ている除雪費の管理業務の省力化を図った除雪計算システム（ICT活用）の導入についてです。この対応はどのように進んだでしょうか、お尋ねします。

雪対策総合計画では、「効率的な除排雪体制の推進や計画的なハード整備などにより、雪に強く住みよいまちづくりを推進します」としています。本市では、大雪と言われる年には10億円を超す除雪費がかかっています。除雪費を削減し、効果的な除雪、融雪体制、雪に強いまちづくりが必要と考えます。10年後、20年後の将来を見据え、ハードなどの設備を計画的に整備する必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

大項目の最後に、ごみの減量化に向けての質問に入ります。

本市の家庭系ごみの総排出量並びに1人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にあります。一方で、資源化量及びリサイクル率もごみ排出量とともに減少及び低下しています。

2015年度の山形県の市町村別資源化率では、米沢市は12.4%でした。県内で最も高い鮭川村は50.8%です。ごみを減らすと同時にリサイクル率を上げる必要があると考えます。リサイクル率はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

最後に、最近報道等でもよく取り上げられるマイクロプラスチックについてお尋ねします。

マイクロプラスチックとは、環境中に存在する大きさ5ミリ以下の微細なプラスチックのことで

す。私たちの生活の中で広く使われているプラスチックが、紫外線などにより粉々に砕け、海や川に浮遊しています。最近の研究では、マイクロプラスチックが海水中の有害物質を濃縮させ、さまざまな生物の体内に取り込まれていることが明らかになってきました。食物連鎖の頂点にいる人間の健康被害も懸念されているところです。

世界で毎年800トン以上が海に流れ込んでいるとされています。そして、2050年までに魚の量を上回るという予測もあります。ごみの削減など、陸での対策の強化が必要だと指摘されています。本市の見解と今後の対策をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 私からは、猿被害の現状の認識についてお答えをいたします。

平成29年度の猿による農業被害の状況は、被害面積6.6ヘクタール、被害額は846万6,000円となっております。当市全体の鳥獣による被害面積と被害額に占める割合は、いずれも6割強となっており、平成24年に米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を組織し、被害に遭われている各地域の鳥獣害対策協議会と連携をし、さまざまな対策を講じてはおりますが、まだまだ被害は深刻な状況であると考えております。

また、その被害そのものも深刻であります。その被害により農作物の耕作意欲がなくなり、作付されない農地がふえることも懸念されます。さらに、近年は人に対しての威嚇やまれに作業小屋に侵入するとの報告もあり、農業被害にはあられない住民生活を脅かされている精神的な被害も非常に大きなものがあると認識をしております。

鳥獣被害を防ぐためには、地域住民の皆様と行政、そして猟友会の3者が一致協力して取り組むことが必要不可欠であると考えております。

しかし、地域によっては平日の日中は若い方が少なく、追い払いの対応ができないなど、さまざま

な事情があると思いますので、各地区の鳥獣害対策協議会と協議し、今後は地区の実情に応じた対応をしていく工夫が必要であると考えているところであります。

なお、本市では、これまで山上地区で地域ぐるみ対策のモデルづくりに取り組んでおり、荒地や放任果樹等の地区内環境の点検や共同での電気柵の設置、そして高校生や大学生の協力を得て柿の収穫等により一定の成果があらわれておりますので、今後は積極的に他地域への展開を推進し、地区、地域と行政との連携をより強化した取り組みを行っていきたいと考えております。

今回の一般質問でこの種の質問も多数ございましたし、また中山間地域の振興という御質問もございました。と同時に新規就農者の受け入れをどうするのか、あるいは高齢者の就農をどのようにしていくかということも御質問があったわけがあります。そういったことを考えてみた場合に、この猿害をどのように解決していくかということは、大きな課題になってきていると私自身考えておりますので、今までよりもより強固に今後の猿害対策につきましては、地区住民、そして有害鳥獣対策連絡協議会もそうではありますが、猟友会、そして行政もしっかりと連携しながら強化に努めたいと、このように考えております。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、猿害対策の強化についてのうち、大型おりにによる一斉捕獲について、そして2の森林資源の有効活用についてのうち、森林病虫害被害木の有効活用についてお答えしたいと思います。

初めに、猿害対策の中で大型おりにによる群れの一斉捕獲の検討についてお答えいたします。

本市の猿捕獲は、群れの分裂による被害地の拡大を誘発しないように、無作為となりやすい大規模な捕獲は避け、加害個体の捕獲を中心に行っておりますが、適正な群れと頭数の管理は必要であ

ると認識しており、例年の生息調査や被害調査に基づいて策定する米沢市ニホンザル管理実施計画に沿って群れごとに必要な捕獲を行っております。一群捕獲を行った伊賀市の成功要因は、被害を直接的に減らすために一群捕獲を実施したことではなく、既に地域ぐるみで講じているさまざまな対策の効果を向上させた上で実施し、被害の一時解消ではなく、その後も対策の効果を持続させていることにあると考えております。

また、この手法は実施地域だけではなく、隣接地域も含めた住民の意識や対策レベルがある程度成熟していないとかえって被害を拡散させるなどの逆効果になる危険性もあります。そのため、地域ぐるみの合意形成が必要であることから、先ほど市長答弁にもございましたが、比較的地域対策の進んでいる山上地区をモデルにその実現性と実施条件についての検討を行っているところです。

具体的には、猿の遊動域変化や被害傾向等の調査、住民の代表である地区協議会や実施主体となる猟友会、また実績のある実施自治体への聞き取りを行っており、今後はそれらを早急に整理し、慎重に検討を進めたいと考えております。

次に、森林資源の有効活用についてお答えいたします。

森林病虫害被害については、森林病虫害等防除法に基づき駆除措置が行われております。森林病虫害等による被害木とは、虫等が木の中に入っている木であり、その状態において移動した場合、被害拡大が懸念されるため、山形県下一円におきましては、森林病虫害等が付着している伐採木等の移動禁止命令が県より出されております。さまざまな条件に適した場合にのみ被害木を破砕、または焼却する特別伐採駆除を行うことができることとなっておりますが、この特別伐採駆除は、山形県松くい虫被害対策推進計画において松くい虫による被害が著しい庄内地方でのみ行われており、置賜地方では行われておりません。このため、当市においては、被害木を伐倒し、材に殺虫剤をか

けてシートで覆い、薫蒸する駆除を主に行っているところです。数年後には木の中に虫等がいなくなり、枯損木という扱いになり、移動が可能な状態になると考えられております。

現在、県において被害木と枯損木の取り扱いの整理や枯損木のバイオマス発電等における利用を検討していると聞いております。当市としましては、その枯損木の有効利用も含めて県とともに検討し、森林病虫害対策を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、2の森林資源の有効活用についてのうち、酸性雨及び雪の状況と傾向についてと、6のごみの減量化に向けてについてお答えいたします。

酸性雨とは、水素イオン濃度pHが5.6以下の雨水をいい、石炭や石油に代表される化石燃料が燃焼して発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が空気中の水蒸気と反応し、硫酸や硝酸などに变化して降ってくるものです。ただし、日本の酸性雨は、日本で発生した大気汚染物質だけが原因ではなく、大陸で発生したものが季節風に乗って日本に流れてくるのも原因の一つとされています。

本市では、酸性雨と雪に関する年間を通したpH測定を行っておりませんが、山形県が山形市内と村山市内の県内2地点において2週間ごとに測定しております。平成27年度から平成29年度のその結果を見ますと、年間平均値は5.0から5.4とほぼ横ばいであり、12月下旬から3月上旬までは4.5から5.2とpHの値がさらに小さくなり、より酸性化する傾向にあります。本市においては1月中旬から2月中旬にかけて週1回の頻度で北村公園内にて雪のpHを測定しており、平成29年度の結果では、最大値5.0、最小値4.7、平均値4.9であり、平成18年度以降ほぼ横ばいの状況にあります。

続いて、6のごみの減量化に向けてであります。初めに、家庭系ごみ量の推移についてであります。

本市におけるごみの総排出量の5年間の推移を見ると、平成24年度の2万8,597トンから平成28年度の2万6,768トンと減少し、家庭から発生する生活系の可燃性ごみについても同様に減少傾向が見られ、地道な周知啓発活動の効果があらわれてきているものと考えております。

次に、リサイクル率の推移についてであります。山形県循環型社会白書による平成28年度市町村別資源化率では、本市は12.1%で、平成24年度の13.1%と比べ1ポイント低下しております。この背景としましては、市内のスーパーなどで食品トレーや牛乳パック等を独自に店頭で回収する店舗、量ともに増加していることが考えられます。

先ほど申し上げました資源化率の算定には、これらの店舗で回収される量は含まれておりません。この回収量も含めると、本市における資源化率はもう少し高くなるものと思われま

す。本市といたしましては、引き続き適正なごみ分別と資源化を推進し、ごみ減量を図るため米沢市衛生組合連合会と連携し、広報誌や出前講座、町内会向けチラシなどの配布等による周知啓発活動に取り組んでまいります。

次に、マイクロプラスチックについての御質問にお答えいたします。

環境中に存在する微細なプラスチックであるマイクロプラスチックについては、昨今の研究によってさまざまな生物に影響を与える可能性が明らかになり、その存在が問題視されております。その発生源の一つとして、ポイ捨てや不法投棄されたプラスチック製のごみが河川や海洋を漂流する中で破砕、細分化されることにより、マイクロプラスチックになるということが判明しております。

最上川の上流に位置する本市としましては、マイクロプラスチックの発生源となり得るポイ捨てや不法投棄を未然に防止するとともに、投棄物が

河川に流入する前に回収を行うことが重要であると考えております。そのためには、市民や関係団体の皆様の御協力が必要不可欠であることから、引き続き米沢市衛生組合連合会を初めとする関係団体と連携して不法投棄の防止並びに適正処理の推進、クリーン作戦や川掃除への協力などについて周知啓発活動を継続してまいります。

また、マイクロプラスチックの発生阻止のために取り組める施策がないか、国や県の動向を注視しながら今後も研究を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、市立病院の将来像について、医師、看護師の確保策や職場環境の改善についてお答えいたします。

まず、医師の確保につきましては、三友堂病院との医療連携にかかわらず、医師の勤務環境の改善と病院経営の健全化に極めて重要でありますので、常勤医師確保のために各大学医局に要請をしているところであります。

今年度は、8月から東北大学より眼科常勤医師を、10月には山形大学から耳鼻咽喉科の常勤医師を新たに確保いたしました。来年度は同じく山形大学から歯科口腔外科の医師を、そして秋田県から麻酔科の医師の確保を予定しております。他の科についても新病院の開院に向けて引き続き各大学医局に強く要請をしております。

また、大学医局以外の採用につきましても、民間の医師紹介サービスの利用や医師修学資金制度を活用した将来の医師確保に向けた取り組みを続けており、医師修学資金につきましては、今年度新たに1名の貸し付けを開始いたしました。今後とも国や県などに対し、積極的に働きかけを行い、必要であれば市長や医師会長などの協力を得ながら医師確保に向け取り組んでまいりたいと考えております。

看護師につきましては、新病院開院後、市立病院が急性期医療を担っていくことから、より多くの人員が必要となることが予想され、現在行っている病院説明会や奨学資金の貸し付けの予算の拡充、県内や近県の看護学校訪問等を通じて引き続き人員の確保に努めてまいります。

なお、三友堂病院とは正式なものではありませんが、看護師以外の職種においてそれぞれ不足する職種の人的な交流を始めておりますので、看護師につきましても建てかえまでの間に人的な交流の仕組みを協議し、双方の病院の状況に応じた体制をとってまいりたいと考えております。

次に、職場環境の改善につきましては、国の働き方改革の基本方針に基づき、院内の全職種についてどのような取り組みを行っていくかを衛生委員会で協議し、院内から広く意見を集約し対応を検討しているところです。

看護師につきましては、病棟では患者さんの朝晩の食事の際の配茶などのために新規に学生のアルバイトを導入したり、一部の部署では勤務時間の割り振りを活用し、時間外勤務の削減に努めるなどの取り組みを引き続き行っております。

また、退職者や育児休業などによる欠員については、中途採用も含め補充していくほか、業務量に応じた人員を配置するように努めているところです。

過重労働対策につきましては、年次有給休暇取得促進に向けた取り組みを引き続き行っております。

一方で、特に夜勤の看護師の不足から夜勤回数が一定数を超える職員も出ておりますので、今年度から2交代制については月5回以降、3交代制については9回目以降の夜勤を行った場合、一定回数以降の分に対して夜勤看護等手当の割り増し、5割増でありますけれども、これを行っております。

あわせて、年度中途の退職者につきましては、本人の御都合など、やむを得ない場合を除き

極力退職者が出ないように職場環境等を整えていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

〔杉浦隆治建設部長登壇〕

○杉浦隆治建設部長 私からは、4の市道の長寿命化についてと5の雪対策の強化についてお答えいたします。

初めに、将来を見据えた道路舗装長寿命化計画の策定が必要ではないかとの御質問でございますが、本市では今年度より国の交付金を活用して舗装補修を実施するため、パトロールの結果、舗装の劣化が著しい5路線を選択し、中期的な個別路線計画を策定する予定であります。管理延長も長く、調査に相当な労力や費用も必要となることから、現在のところ市道全体を対象にした道路舗装の長寿命化計画策定までには至っていない状況であります。

議員お述べのとおり、舗装補修におきましては、劣化が進行する前に手だて、予防を行い、計画的な道路補修を行うことで、長期的なコスト削減が図られることから、市道全体の道路舗装長寿命化計画の策定の必要性は認識しているところでございますので、今後限られた予算の中で効率的、効果的な対策を行い、長期的なコスト削減を図るため、米沢市公共施設等総合管理計画を踏まえながら本市の実態に即した道路舗装長寿命化計画の策定を検討していきたいと考えております。

次に、道路舗装の目安、指標の設置が必要ではないかとの御質問でございますが、現在、道路補修を計画的に行うため、パトロールや地元要望の箇所について、路線の重要性や交通量、損傷の程度、費用対効果など、総合的な判断のもとに優先順位を決めているのが現状となっております。

議員の御指摘のとおり、従来の判断基準に舗装のひび割れ率やわだち掘れ率など、客観的な数字も追加した判断基準がより公平性が保たれるものと思われま。

先ほども御説明いたしました。現在、交付金を活用し舗装補修を実施するために、まずもって5路線については路面調査によって指標により舗装の健全度を診断し、今後年次計画により舗装補修を実施する予定にしております。

また、生活道路が主となっております単独事業による舗装補修計画におきましても、御指摘があったように、優先順位をできる限りわかりやすく市民の方々にも御説明できるよう目安、指標の設置も含めて検討していきたいと考えております。

続きまして、5の雪対策の強化についてお答えいたします。

初めに、間口除雪についてであります。議員から御紹介がありました北海道美唄市で実施しております間口除雪の条例をお聞きし、勉強させていただいております。そのやり方については、美唄市間口除雪事業条例を制定して高齢者世帯や身体に障がいのある方の世帯を対象に区分に応じて負担金を納入していただき、車道除雪後の間口残雪を除雪する内容となっております。

この制度は、美唄市高齢福祉課で担当している支援事業となっており、同様に本市の高齢福祉課でも福祉の観点で高齢者等除雪援助員派遣事業として現在取り組んでおります。対象世帯や負担金額の違い、そして支援内容に着目し、比較しているところでございます。

間口除雪につきましては、他の自治体の状況もお聞きしながら勉強しているところでありますが、御質問のシミュレーションにつきましては、本市の実態、機械やオペレーターの確保も含め、間口残雪の処理方法、路線環境、また対象者の範囲などを踏まえながら深掘りして研究していく必要があると思っております。

現在、当市で実施しております現行制度の押雪軽減制度と比較しながら、引き続き関係課と連携を図りながら研究を重ねてまいりたいと思っております。

次に、降雪量や降雪時間などを考慮した除雪単

価の検討とICTの導入についてお答えいたします。

まず、地域差による単価の見直しにつきましては、山間路線は市街地と比較して降雪量も多いことから除雪機械が大型化することを考慮し、平成28年度より単価の増額見直しを図ったところでございます。

また、ICTの導入といたしましては、今シーズンよりGPS機能を活用した除雪車運行管理システムの実証試用の取り組みが挙げられます。

本格的な運用に向け、今シーズンは試験運用として通信機器75台を除雪機械などに搭載し、車道、歩道除雪から排雪までの一連のさまざまな作業データをとり、本格的導入に向けてその導入効果の検証はもとより、あわせて距離と時間単価の比較検討なども考えているところでございます。

次に、将来を見据えた長期計画が必要でないかについてお答えいたします。

議員のお話があったとおり、本市の除雪対策費は降雪量や気温などによる気象状況に大きく左右され、昨年度は約12億4,000万円を、また近年では大雪シーズンも続くようになり、平成26、24、23年度には10億円を越すような状況となっております。

議員お述べのとおり、除排雪経費を削減し、その分をハード対策として流雪溝整備へ振り向け、促進を図っていくことは、長期的な観点で大変大切なことと認識しているところであります。

今年度、策定されました米沢市雪対策総合計画の主な取り組みにある流雪溝の整備促進は、雪に強いまちづくりの推進とともに除排雪費用の削減につながることもなりますので、流雪溝用水の確保などの課題を研究しながら計画的に進められるよう引き続き努力してまいります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） まず、順を追って、余り時間もありませんので、再質問させていただき

ます。

最初、猿害対策、猿被害については市長から心強い答弁をいただきまして、より強固にしていくという御答弁でしたので、ぜひいろいろ研究をしてやっていただきたいというふうに思います。

そして、1つ、モンキーダッグの関係で、結構モンキーダッグも頑張っていたら効効果を出してきたんですが、犬もなかなか年とってきたものですから、なかなか動けなくなってきたというふうな状況で、来年以降ちょっといろいろ心配もしているところですけども、モンキーダッグは特に市長も壇上で答弁いただきましたけれども、人に見えるので、いろいろ猿対策やってくれているなというふうに地元の人は感じているんですよ。それが人に見えなくなってくると、やっぱり営農意欲というんですか、何か猿にやられてしまうんでないかと思ってしまって、それじゃもうやってられないわ、もう農家だめだとか、家庭菜園だめだなというふうに意欲が失われるのがすごく心配なんですよ。モンキーダッグ来ると、犬ぼつてくれるもんなと、一生懸命。見えるんです、姿が。それがモンキーダッグがいなくなってくることによって姿が見えなくて、米沢市、猿被害どうしているんだべというふうに後退しているようなイメージを受けてしまうんでないかと、そういうふうにかなり思うんですよ。新たな対策をやっばり見える形で導入しなければならぬと思うんですが、その点いかがですか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議員お述べのとおり、見せる対策というのは非常に必要なことかと思ひます。そういった意味では、モンキーダッグ、高齢化で今年度で、来年度は難しいということは非常に残念な状況ではございますけれども、実はモンキーダッグの効果検証につきまして、今年度、東北大学と連携を図って、効果検証を行う予定でございました。それがそのような事情で高齢化によりできなくなったということで、来年度別な犬でそうい

った効果検証をやりたいなというふうに思っております。その結果にもよりますけれども、飼いだ犬をトレーニングしまして、猿を追うような、そういった習性を生かして対策できないかと、そういったものに対して支援ができないかということも検討していきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番(我妻徳雄議員) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど伊賀市の事例の答弁がありまして、伊賀市の場合ですと、やっばりお年寄りの方が集落に残っていて、花火を合図に、いる人みんな集まってくるんです。そして、手に鍋とかバケツとか持って音をバンバンバンとやりながら追っていくんだそうですよ、一斉にみんなで。そうすると、お年寄りの方がお一人とか二人だと、猿も逃げないんだけど、みんなで寄ってたかってやるもんだから猿がどんどん逃げていくと、そういうようなことも私たちは教えていただきました。いろんなことをやっばり研究しながら高齢者だけでなく、みんなで行っていくんだということが大事だというふうに思ひますので、ぜひいろいろ来年以降、また楽しみにしてしますので、ぜひ猿被害の防止に向けて対策を強化していただきたいことを思ひます。

時間がありませんので、次、3番目の病院の関係です。

まず初めに、先ほど壇上で数値を私申し上げました。体がかなり疲れているよとか、いろんなことをずっと数値で申し上げたんですが、その数値をお聞きして、事業管理者どう思われましたか。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 本当に一生懸命働きたいという思ひはあっても体が疲れていて大変だということをよく先ほどのアンケートでわかりまして、またそういう体の疲れが離職につながっていくということで、非常に残念なことではありますけれども、そういう職場環境を改善をして、そういう疲

れが出ないような、そしてまた意欲が発揮できるような職場環境をつくっていきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） そうですね。何かもうやりがいはずごく感じていらっしゃる方が多いようですが、やっぱり女性ということもあって、家庭のこととも両立しなければならない方も多くいらっしゃるということで、なかなか大変だということをお聞きしています。

そういったことをいろいろ考慮しながら、何とかその職場環境をよくする、そういった取り組みをいろいろ研究してやっていただきたいと思えます。ぜひ積極的にいろいろなことをやっていただくということを思っていますが、どうですか。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 そのように努力してまいりたいと思っております。

○島軒純一議長 我妻徳雄議員。

○20番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひします。

そして、その一方で、医師の方の補助役であるとか看護師の補助役である、いわゆる医療クラークや看護補助さんやヘルパーの方々もなかなか市立病院に募集しても応募がないという話をお聞きしていますけれども、その対策などについてはどのようにお考えでしょうか。

○島軒純一議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 おっしゃるとおり、ドクターの負担を減らすために医療事務作業補助、いわゆるクラーク、今現在27名おります。あと、看護師の補助ということで60名おります。そもそも数が多いんです。これをさらにふやしたいというのが私どもの思いでございます。折しも、毎週1回幹部連絡会議という会議、朝開いているんですが、実はその話題がきょう議題になりまして、早急に対策を立てなければならないという院内共通した認識で今おりますので、来週早々対策会議

などを開いて具体的な策に臨みたいと思っております。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

もう一点、その医師の部分ですけれども、渡邊事業管理者から答弁いただいて、来年度に向けてそうすると3名ぐらいふえるということによろしいんですかね。

○島軒純一議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 先ほど来年度については歯科口腔外科がいよいよ始まりますので、そこで当初は1名ではないかと思うんですが、その後は複数の医師が来るという予定でおります。あと、麻酔科の女医さんが秋田から移ってきていただける予定であります。

非常にありがたいことなので大事にして、またそのほかの科についても主に3つの大学であります。そのほかの大学でも御縁のある方は来ていただければと思っております。

あと、自治医科大学卒業の方がなかなか制度上、うちの市立病院、僻地病院ではありませんので、来ていただけないというちょっとハードルがあるんですが、その辺も周辺の病院と連携して何かいい形で自治医科大の義務を終えたドクターに来ていただければ、あるいは義務中であっても来ていただけるようなことができないか、そういう条件を精査をしていきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） 医師についてはわかりましたけれども、看護師についても採用の人数が、大体お聞きしていますが、ぜひとも頑張って採用者も多く採っていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

最後に、資源ごみの関係というか、ごみの減量化に向けてでお伺いをいたします。

そうすると、ちょっとよくわからなかったんですけれども、資源のリサイクル率は余り上がって

いないけれども、実際はスーパーですとか、あるいは町内会の資源回収とか、いろんなことがあると思うんですけども、リサイクルとしては相当上がってきているのかなというようなことでよろしいですか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 市内のスーパーなどで食品トレイとか、牛乳パック等を独自に店頭で回収しているという店舗の数、量ともふえているというふうに思われるわけなんですけど、その量については、リサイクル率の計算に入っていないものだから、そのあたりを加えれば、今12.1%という資源化率ですけども、もう少し高い率になるのではないかと考えているところでございます。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） わかりました。

例えば、私もやっていますけれども、コンポストで家庭で資源化をしています。そして、それはもうカウントになりませんから、確かにそういう意味でいくとカウント率というか、12.1%ぐらいという数値になってしまうのかもしれない。鮭川村とか長井市とかは、資源ごみも再利用というか、集めてやっていますから、リサイクルしていますから、そういった意味でふえてくるのかもしれないんですけども、もうちょっと頑張ってこの後のマイクロプラスチックとも関係しますけれども、ペットボトルを回収しないでその場になげっていくの間にか劣化をして、マイクロプラスチックになって、最上川を通じて海に流れていくという……、資源率を上げるということが非常に大事なようですので、ぜひともその点をよろしく願いしたいというふうに思います。

そして、マイクロプラスチックの関係ですけども、最近話題になってきているいろいろ勉強をしていきますと、やっぱり一番大事なのは、先ほど言いましたように、プラスチックをなるべく使わないということのようです。プラスチック容器や包装、衣類、紙おむつなど、生活に欠かせない製品

の多くに使われているわけなんです。だから、私たちはすぐこのプラスチックを使わないなんていうことは多分できないと思うんですけども、買い物するときにプラスチックがどれだけ使われているか意識して買うとか、いろんな方法があると思うんですよ。買い物袋要らないですとか、そういったことをやっぱり啓発活動から始めていくことが大事なように思うんですけども、どんなもんですか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 例えばレジ袋の量を減らすということで、有料化等も平成21年2月から始まっておりますし、そういった対策をとられているところですけども、国において今レジ袋の有料化を義務化する内容も含んだプラスチック資源循環戦略案のパブリックコメントが実施されております。そういったことで、そういったレジ袋を初めとしたプラスチック製容器、包装の排出を抑制するという流れが今後一層活発になると予想されておりますので、本市としましてもそういった国・県の動向などを見ながら引き続き啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○島軒純一議長 我妻議員。

○20番（我妻徳雄議員） ぜひそのようにお願いをして、広報誌なども使いながら少し広く知らせていただくといいかと思えます。衛生組合との連携なども大事だし、あわせて広報を使って広くマイクロプラスチックはこういう問題があるんだよということをぜひ周知をしていただければと思います。要望を申し上げて終わります。

○島軒純一議長 以上で20番我妻徳雄議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終

了いたしました。

これにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 4時18分 散 会

